

平成31年第1回士別市議会定例会会議録（第3号）

平成31年3月6日（水曜日）

午前10時00分開議

午後 4時03分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 大綱質疑

日程第 2 議案第 31号 平成31年度士別市一般会計予算の訂正について

散会宣告

出席議員（17名）

副議長	1番	井上久嗣君	2番	真保誠君
	3番	苔口千笑君	4番	喜多武彦君
	5番	佐藤正君	6番	西川剛君
	7番	谷守君	8番	村上緑一君
	9番	渡辺英次君	10番	丹正臣君
	11番	国忠崇史君	12番	大西陽君
	13番	谷口隆徳君	14番	十河剛志君
	15番	山居忠彰君	16番	遠山昭二君
議長	17番	松ヶ平哲幸君		

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長 (併)選挙管理 委員会事務局長	中館佳嗣君	市民部長	佐々木幸美君
保健福祉部長	田中寿幸君	経済部長	井出俊博君
建設水道部長	工藤博文君	朝日総合支所長	法邑和浩君
教育委員会 会長	中峰寿彰君	教育委員会 生涯学習部長	鴻野弘志君

病院 事業 副 管 理 者 三 好 信 之 君 市 立 病 院 局 院 長 加 藤 浩 美 君

農 業 委 員 會 會 長 職 務 代 理 者 保 科 隆 志 君 農 業 委 員 會 會 長 武 田 泰 和 君

監 查 委 員 吉 田 博 行 君 監 查 委 員 會 局 員 長 穴 田 義 文 君

事務局出席者

議 會 事 務 局 長 千 葉 靖 紀 君 議 會 事 務 局 局 長 岡 崎 浩 章 君
議 會 事 務 局 副 長 前 畑 美 香 君 議 會 事 務 局 主 事 駒 井 靖 亮 君

(午前10時00分開議)

○議長(松ヶ平哲幸君) おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。これより本日の会議を開きます。

○議長(松ヶ平哲幸君) ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長(千葉靖紀君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

(朗読を経ないが掲載する)

1. 市長から送付された議案は次のとおりである。

議案第31号 平成31年度士別市一般会計予算の訂正について

以上報告する

平成31年3月6日

士別市議会議長 松ヶ平 哲 幸

○議長(松ヶ平哲幸君) それでは、これより議事に入ります。

前日に引き続き、日程第1、議案第1号から議案第17号までの平成31年度士別市各会計予算と、これに関連を有する議案17案件を一括議題に供します。

これより大綱質疑を続行いたします。

15番 山居忠彰議員。

○15番(山居忠彰君) おはようございます。

平成31年士別市議会第1回定例会に当たり、通告に従い大綱質疑を行いたいと存じます。

まず最初の質問は、新年度予算と組織機構改革についてであります。

近年、少子高齢化と人口減少が急激に進行する中、本市財政の硬直化は極めて危機的であり、将来にわたっての持続可能な財政運営を楽観視することはできません。健全化判断比率と資金不足比率の指標のみを見ての総計は禁物であります。財政健全化は、今まさに本気度が試されています。毎年の健全化のチェックは本当に十分なのでありましょうか。ありとあらゆる歳入増加策と歳出抑制策に寸分の漏れもないと言えるのでしょうか。そして、異常さが際立つ基金残高を今後どのようにして持ち直そうとしているのでしょうか。

また、財政の健全化と持続可能な財政基盤の確立は、士別市にとって自治体としての生き残りをかけた最大の改革でもあります。合併による大型プロジェクトも、本庁舎の改築で一応の総仕上げとなりますが、合併特例事業債の優遇措置が延伸されたとはいえ、絶対に避けられないのが、これから迎える償還のピークであります。実際問題として、これをいかに乗り切ろう

としているのでしょうか。お答えください。

新年度は、いつになく公共施設や条例等での改廃が多いように感じますが、まさにスクラップ・アンド・ビルドだと思います。公共施設マネジメント計画に基づきながらも、士別西小学校や士別地方卸売市場などの廃止となる建物及びつくも青少年の家、温根別公民館白山分館などの跡地の再利用、再活用の見通しはあるのでしょうか。

そして、ほくと子どもセンターやまちなか交流プラザなどの新しい建物の創生効果はどれほどのものと想定なされておられるのでしょうか。

また、民間移管、民間委託、適正定員管理、外部団体改革、指定管理などの業務の見直しで新たな行政サービスの提供をどのように進めようとしているのでしょうか。加えて、人件費、大規模投資的事業、借地料、補助金、市税等滞納整理、受益者負担など、財政の構造改革でより公平な行政をどのように推進しようとしているのでしょうか。そして、行政のさらなる透明性向上をどう図ろうとしているのでしょうか。お尋ねいたしたいと存じます。

明年度の新庁舎移転を見据えるだけではなくて、本年度も士別市で開拓のくわが振りおろされて120年の記念すべき年であり、そして我が国も平成から新しい年への改元となる節目の年であります。地方の自治体は激しい存立競争にさらされ、今や早急に時代に即応した行政組織や行政サービスへの再構築が強く求められています。当然のことながら市職員の士気を鼓舞すると同時に、組織機構改革に当たっては、しっかりと時代の潮流を認識した上で、全職員の意識改革、ちなみに市立病院の長島院長のお言葉を借りれば、いわゆる覚醒が必要なのではないのでしょうか。

また、今般の歴史的で大胆な組織機構改革の目的を、人材育成の推進と組織力強化及び市民サービスの質の向上とまちづくり総合計画の着実な推進としていますが、もちろんのことながら、血のにじむ努力のその先に開けるどんな景色が真の狙いなのでしょう。お教えてください。

以上、これら新年度予算と組織機構改革についての質問に、明快で的確な御答弁をお願い申し上げます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） おはようございます。

山居議員の大綱質疑に、基本的な部分については私から御答弁申し上げまして、後に副市長から、そして具体的内容につきましては担当の財政課長から御答弁を申し上げます。

山居議員お話しのとおり、ことしは最北で最後の屯田兵がこの地に入植をされて120年目の大きな節目の年を迎えます。鬱蒼たる原野にたくましくくわを入れられた先人の思いにはせながら、しっかりとしたまちづくりを進めていかなければならない。そんな大きな出発点でもあろうかと思う次第であります。

少し振り返れば、今からさかのぼって昭和29年、当時士別町、上士別村、多寄村、そして温根別村、1市3町が昭和の大合併で士別市が誕生いたしました。しかしながら、厳しい財政状況のもとでの合併でございましたので、その後、士別市は財政再建団体に転落をいたしました。

しかしながら、行政、議会、市民、みんなで力を合わせながら、それを乗り切って今日を迎えています。そして、平成17年には、士別市、朝日町が対等合併をいたして、今、士別市の抱える行政面積は1,120ヘクタールでございます。名寄市のちょうど倍でございますし、旭川市の1.5倍、上川総合振興局で言えば、23市町村あるわけでありましたが、一番行政面積が広いのはこの士別であります。

人口は、自然減、社会減、昨日、副市長のほうから答弁申し上げましたけれども、減っていて寂しい思いはするのですが、しかしながら行政面積は減ることはございません。ですから、今も頑張らせていただいているのでありますけれども、市道の総延長はおおよそ550キロメートル、歩道は60キロメートルでございますので、冬期間の除排雪関係については、一気にこの600キロメートルを超える距離を走って、除排雪をしっかりと行っています。市民生活のライフラインはしっかり行政が守るべきということでやっているわけであります。あるいは、上下水道をとってみてもそうなのであります。上水道事業あるいは簡易水道事業、そしてまた下水道にとってみれば公共下水道、集落排水、戸別排水、基幹産業が農業のまちでありますから農家の家も点在しています。しかしながら、同じような文化的生活をしていただくということで、そういった事業も組んでいるのは事実であります。

なおかつ、先般から御議論いただいて、いよいよ新年度から一般家庭ごみの有料化に踏み切るわけでありまして、このごみ収集にとってみても、ステーション収集であれば、非常に収集体制は楽なのであります。しかし士別の歴史、そしてそこに一人の市民が住んでいる。そういった自治の基本に立って戸別収集を行っています。ですから、戸別収集で行うということは、それだけのやはり経費もかかるのは事実なのであります。しかしながら、行政コストは行政面積が多いがゆえにかかっているのは事実であります。そういったことも含めて、士別の財政基盤というのは、ずっと今日まで120年間、脆弱な中で、その都度耐えながら今日を迎えているのが現実であります。

今から10年前、私が市長に就任させていただいたのが2009年、平成21年であります。そのときは、議員の皆様方の歳費も一部返上させていただきました。なおかつ市の職員についても給料の削減を行っていました。財政が厳しいから、そのときはみんなで乗り切ろうということで、そういう取り組みをされていたときに市長に就任をさせていただきました。そのときの財政調整基金の残額は6億7,000万円でありました。しかしながら、朝日町、士別市の合併による建設計画、そして総合計画、そういった中では最大のプロジェクトの大きな建物建設などがめじろ押しに計画に組まれてございました。それは、堆肥化施設であり、環境センターであり、庁舎の改築であり、そういったものをしっかりと見詰めながら財政運営をしなければならぬということで、これから、先ほど山居議員の大綱質疑にあったとおり、厳しい厳しい返済の時期を迎えるわけであって、その間に何としても頑張ろうということで、平成29年末においては、財政調整基金を6.7億円から10億円積んで17億円まで財政調整基金を持って行って、そこから今、それを切り崩しながら今の行政を行っているという、これが一つの現状でございます。

なお、後ほど詳しい内容については、担当のほうから申し上げます。

そんな中で、行財政運営戦略を立てさせていただきました。これは、人口がどんどん減っていく中で、行政サービスをそう落とすわけにはいかない。体質をやはり改善しなければだめなんだというのが大きな柱でございます。働き方の改革をしっかりとしていこう、そして歳入、歳出を徹底して見直しをしながらやっていこう。そして、また今ある施設については、マネジメント計画の中でしっかり立てながら、それを行っていこう。そういったことで進めているところであります。

実は、2年ほど前に大西議員から御提言がございました。これは今ある市の目的基金も含めた基金について、単なる定期預金ではなくて証券運用してはいかがなものかと。そのことによって収益を得るべきでないのかという御提言をいただいて、昨年12月に債券を購入させていただきました。岡山から1億円、北海道から9億円、10億円であります。そして1年たって、昨年の12月に幾ら収益が生まれたのか。500万円を超えました。しっかり現金が入ってきています。10年後には、30年後には、約1億円の収益が生まれると。こういう計算に今のところなっているわけでありまして。ですから、こういう提言を議員からもしっかりといただいて、それを我々も実行することによって、こういった歳入増にもつながっている。ですから、これからいろんな分野にわたって体質改善をしなければならないわけでありまして、我々はもちろんなんでしょうが、議会の皆様方、議員の方々からも大所高所から御提言なりをいただきながら、最大限のこの最少の経費で最大の効果を生む、そういうような取り組みを体質改善も含めてやっていく決意であります。

この内容については、今もう既に行っていますけれども、新年度、2019年度、平成31年度から具体的に1年かかって何としても体質改善の道筋をつけると、そういう決意をもって取り組んでまいりたい。こう考えているところであります。

それから、組織機構の改革の分野です。これは係長制にいたしました。士別でスタッフ制にしたのは全道で早かったのでありますが、一定の効果も出たということで、係長に責任を持って仕事をしながら、課長・部長と連携をとっていき、部下と連携をとるということで、そういう体制にいたしました。

私は、行政の究極の目的は何かということと人材の育成だと思っております。やはり、地域をつくるのは、職員がしっかりと人材として育て、リーダーにならなければなりません。もちろん市民も一緒です。ですから、そういった意味では、組織改革の中で、やはり係長制度にしながらより一層、決裁についても速やかに行う、スリム化を図る、そして市民の意見をしっかりと受けとめる。まちづくり基本条例の基本であります市民自治、これを行うということで、今回、行政についてもスリム化をし、わかりやすくして、そして、なおかつ新庁舎に移ったときにワンフロアサービス、これも徹底して行うということで、1年前から今、取り組むということで段取りをしていますので、これについても一定の成果を生むように努力をしてまいりたい、こう考えているところであります。

それと、もう一点、意識改革の意識の覚醒の問題がございました。私は、今、行政が見習うのは、長島院長の提案をした意識の覚醒だと思っています。まさに目覚めなければならない、こう思っているんです。私が市長に就任させていただいて、言い続けてきたのは、地域医療にまさる政策なしということでお話をしてきました。今、地方創生だとか、定住自立圏というお話があるんでありますけれども、私はそこに行ってお話するのは、そこに住み続けるためには、地域医療の充実なくして住み続けることはできないと、こういうふうにお話をさせていただいています。大変厳しい状況にだったわけでありましたが、病院についても、1日約1,000台の救急車が入るわけでありますから、なくすわけにもいかない。そういったことで厳しい財政状況の中でありましたが、努力をしながら頑張ってきました。2期8年間の中で、病院に一般会計から入れた総額、一般会計繰入金というのは、約90億円です。しかし、90億円のうち、病院があるから国から来る交付税、交付金、これはそのうち約20億円です。ですから、残り70億円というのは一般財源を投入しています。しかし、市民の命を守り、そこに生活するためには、どの額が高いのか低いのかという議論があるわけでありますが、これはしっかりつぎ込んできたのは事実であります。

そんな中で、いつも議員の皆様方に、3月議会になりますと、病院が赤字であると、経営改革プランを立てているので、赤字にするわけにはいかないということで、3月議会で補正予算を組ませていただきました。この8年間で、その組んだ計画外繰り入れの額というのは約20億円であります。一番多かったのが平成25年、4億3,100万円です。議会の皆様方の真摯なる議論の中で議決をされたので、約20億円も食い込みながら今日まで頑張ってきているのであります。そこで、長島院長が意識覚醒ということで、この2年間、全く計画外繰り入れはしないで済んでいるのが現状です。ただ単に目覚めただけではないんです。知恵を出して目覚めてくれたんです。人口が減っているから病院の患者が増えるはずがないんであります。しかしながら、現状に合った病棟に、何回も何回も中身で議論をして、療養病棟、リハビリ関係も含めて、内容を変えていったから病床の利用率も上がり、そして昨年は1億5,000万円の黒字を出した。ことしも今のところ予定では1億5,000万円ぐらい出る、そういうような状況になっているんです。ですから、やはり体質改善も知恵を出しながら、そこで改善をしなければ、こういった結果にはならないということで、長島院長、病院スタッフのやってきている言動をしっかり我々も見習いながら、これからも力を合わせて頑張っていかなければならない、そう思います。

その先の景色なんでありますが、やはり土別は合併したまちで、物すごいそれぞれ地区に財産があります。それぞれの地域の皆様方が頑張っている。ですから総合計画、地区別計画を含めて、これをみんなでそれぞれの地域の皆さん方も汗をかく、知恵を出す、そんな形の中で進めていきたい、こう思っています。

私は、今キャッチフレーズ、スローガンに入れているのは、非常に困難なときなんだけれども、そういったときだからこそ進化のチャンスがあるということで、困難を進化に愛郷心で持っていこうではないかと、そういう取り組みをさせていただいているところであります。

大綱質疑でございましたので、根本的なことを、ちょっと時間がかかりましたけれども申し上げさせていただきます。

以上であります。

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） ただいま市長のほうから人口の自然減、社会減がある中で、広大なこの面積を抱える土別市において、行政サービスをしっかりと確保していくということにかかわっての基本的な考えがございました。

私からは、その中で、市長のお話の中に行政改革というのと体質改善というのがございましたので、これにかかわっての基本的な考えを述べさせていただいた後、山居議員の御質問の項目に従って、多少質問の順序と前後するかもしれませんが、お答えをさせていただきたいと考えております。

まず、今お話ししました財政構造改革と体質の改善に向けてということで、3つの取り組みを柱に据えてやっていきたいと考えております。それは、1つ目は、働き方改革に向けた取り組みであります。これは市民サービスをしっかりと確保するという視点に立って、行財政の運営をしていくということと、それに向けての組織機構の構築をしていくということであります。それと働き方ということにあっては、まずは今年度から取り組んでおります時間外、超過勤務の縮減プログラムによって、また会議や何か決められた時間の中でしっかりと会議の効果を出していくといったような会議改革ルールをつくっておりますので、そのことをしっかりと実践しながら、その効果を発現させていくということであります。

それと、各部の取り組みにつきましては、これは部の職員が、全員がしっかりと認識できるような部の運営方針というのを毎年立てて、そこに向かって一丸となって政策を進めていくと。また、戦略レビューによって、その進捗管理をしっかりと行っていくということを行いながら、まずは機構改革、それと適正な人員管理をやっていくと、このようなことで働き方改革という方向に向けていきたいということであります。

2つ目は、財政運営戦略における取り組みということで、財政運営ということになりますと、これはやはり歳入の確保をしっかりとすることが基本になろうかと思っておりますので、まずは、市税をしっかりと収納していただくという対策を組んでいくと。それと、受益者負担という視点に立って、使用料・手数料などもしっかりとコストということのしっかりとした視点を持ちながら、市民に説明をいたしながら、そういったものも改正していくということ。それと、公共施設マネジメントやなんかの見直しによって未利用施設というものも出てきます。この後お話しさせていただきたいと思っておりますけれども、そういったものもしっかり売却するということで、収入の確保を図っていくということであります。

それと、事業の推進に当たっては、スクラップ・アンド・ビルドというものをしっかりとやり、また事業アセスメントといったものによって事業の選択をしっかりとしていくということと、先ほど申しました戦略レビューあるいはPDCAサイクルといったものをしっかりとやりながら事

業の検証をしていくということによって、限られた財源でしっかりと成果を出していくということで、事業の必要性あるいは事業の費用対効果、そして、そこにかかるコストといったものもしっかり念頭に置きながら、市民サービスに真に必要なものを提供していくということであります。

3つ目といたしましては、今進めております公共施設マネジメント、これをしっかりとやっていくということで、まず1つ目は、計画期間内にしっかりと決められた総面積2割削減ということを中心にみんなで取り組んでいきたいということが1点であります。

それと、まちづくり総合計画に基づいて、今ある施設の適正化というのを図っていききたいというのが1つであります。それと、予防型管理マニュアルに沿って、施設の維持管理費、ライフサイクルコストをしっかりと縮減させていきたいということで、公共施設マネジメントの基本的な考えでもありますけれども、今まで、このサービスはこの施設でと決めてやってきたんですけれども、サービスと施設というのを切り離して、どこにどのサービスを持って行って、再編するのがいいかといったことの施設管理をしっかりとしながら市民サービスの維持を図っていくと。この3つをしっかりとやっていくことによって、市長のお話でございました財政構造改革と体質の改善というのをやっていきたいと思っております。

それで、公共施設の再利用と再活用ということで、具体的に施設を上げてお話がございました。西小学校については、これは閉校後の利用ということで、ある事業者の方から今相談を受けております。まだ具体的に決まっているわけではないんですけれども、今その方向に向けて、しっかりと形になるように事業の話を進めていきたいと考えております。

それと、今月で用途が終わる卸売市場、これにつきましては農水省の補助事業を活用しているということで、処分制限というのがありますので、まずは休止という手続をとって、その後、用途の廃止、利用目的の変更というのをやりながら、さらに活用を考えていきたいと。今、考えておりますのは、あそこは南郷通と西広通に接しておりますので、清掃センターをあそこに持っていけないかといったようなことで考えを持っているところであります。

それと、温根別の白山分館でありますけれども、これについては、今のところ、具体的な活用の計画というのをごさいますので、これは公共施設マネジメントに基づいて解体をするという方向になろうかなと考えております。

また新しい施設としては、昨日、まちづくり士別株式会社が正式に立ち上がりましたがけれども、仮称でありますけれども、まちなか交流プラザ、これにつきましては、士別市街地の顔となるような施設として、そしていきいき健康センターとこのまちなか交流プラザが一つのまちにおける人の動き、動線の柱となるような活用をしていかなければならないと考えておりますし、新しい北地区のほくと子どもセンター、これにつきましては、きのうもちょっと話に出ましたけれども、放課後等デイサービスによって、障害を持たれた子供さんの放課後等の居場所づくりということもありますし、北地区の子供たち全体の一つの居場所ということで、あそこは私、市長とともに中を見てまいりましたけれども、既にソロプチミストの皆さんから寄贈し

ていただいた遊具などもあって、多目的に活用ができるということでもありますので、育ちの盛りである子供たちに、いろいろ自分たちの発想も含めて活用していただきたいなということを考えております。いずれにしても、これから再編をしていく施設、そして新しくできる施設につきましても、市民のためにしっかり活用できるような利活用の方策というのを考えていきたいと思っております。

それと、業務の見直しということでお話がございました。これまでも民間の力、活力を活用しながら、そのノウハウを生かしながら、さまざまな取り組みを市民サービスに向けていくという考えを持っておりますけれども、今後におきましても、指定管理でありますとか、TPPでありますとか、アウトソーシングでありますとか、そういう考えを持ちながら効率・効果的に市民サービスが行えるようなそういったような業務の見直しをしてまいりたいと考えております。

それと、行政の公平性、透明性というお話もございました。先ほどもちょっと触れましたけれども、公平性という一つの考え方としては、受益者負担の公平性というのでも考えていかなきゃならないということで、しっかりと行政に係るコストといったような根拠をしっかりと持ちながら、4年に1度、使用料・手数料の見直しをしていくということを基本としておりますし、今議会でもいろいろ御審議をいただいております家庭ごみの有料化、こういった新しい市民負担というものについても、時には、これから市民サービスをちゃんと高い水準で維持していくためには必要でございますので、こういったものも今後考えていくと。

それと、きのういろいろ質問がございまして、市民の中にしっかりとした説明をなさいというお話が真保議員からございましたけれども、透明性を持って、しっかりとした根拠を示しながらこういった見直しに当たっての説明をしていきたいと考えております。

いずれにしても、歳入、歳出の改革というのをしっかりとやりながら、持続可能な財政基盤の確立、それによって高い水準の市民サービスを維持できるということでもありますので、先ほど言いました事業の見直し、検証をしっかりと進めながら、今後も市民サービスの確保、向上に努めてまいりたいと思っております。

私からは以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 丸財政課長。

○財政課長（丸 徹也君） 私からは、健全化度のチェックの考え方、また歳入歳出対策、基金、公債費償還にかかわる考え方についてお答えさせていただきたいと思っております。

まず、毎年度の健全化度のチェックについてはという御質問でございます。

議員のお話の中にもありましたが、財政健全化法に基づきます健全化判断比率、こちらにつきましては、今、私どもが他団体と比較可能な指標といたしましては一番有効に使える指標として考えているものでございまして、例えば実質公債費比率であれば、一般会計の公債費のみならず、連結ということで、特別会計ですとか、さらには企業会計、そういった部分を含んだ指標となっております。また、将来負担比率につきましても、将来的な退職手当ですとか、ま

た第三セクターに対する損失補償の部分の関連のもの、そういったものも含んだ指標ということになっております。

そういった部分もありまして、基本といたしましては、この健全化判断比率に基づく指標を活用させていただく中で、財政状況の確認、推計等を行っているところでございます。しかしながら、この健全化判断比率につきましては、一定の基準になると国が関与いたしまして、健全化を促す基準を定めたものでございます。そういったこととなりますと、基準内であれば財政運営は全く問題ないのかということではなく、基準内であっても、その動向にはしっかり注視をいたしまして、その中で財政状況について、しっかりと確認また判断をしていく考えを持っているところでございます。

続きまして、歳入増加策それから歳出抑制策に関連しての御質問でございます。

行財政運営戦略につきましては、総合計画を着実に実施していくための取り組みでございます。その中身を列挙させていただいているものでございます。具体的には、実施計画の中で、その内容をお示ししているところでございます。行財政運営戦略に基づく取り組みの目的につきましては、安全・安心な市民サービスの確保、それから将来に向かって健全で持続可能な財政基盤の確立、この目標を達成するため、あらゆる歳入歳出への対策を実施しなければならないとしているものでございまして、その具体的な手法につきましては、今実施すべき対策としては全て盛り込んでいるものと考えているところでございます。

続きまして、基金についての部分でございます。先ほど市長からも御説明があったところでございますが、財政調整基金につきましては、合併後1年目の平成18年度決算における残高につきましては6億7,000万円でございますが、29年度決算におきましては17億8,000万円まで積み立てたところでございます。これは平成20年度以降、医師不足により経営が悪化した市立病院への追加繰り出しを実施する中で、地域医療を確保しながら財源を捻出しまして、財政調整基金を積み立ててきた経過がございます。この積み立てにつきましては、環境センター建設や庁舎改築といった大型事業を控える中で、将来的に負担が増える公債費などに対する財源不足を見込んだ備えでございます。

そういった中、新年度予算におきましては、9年連続での財政調整基金を充てた中での予算組みとなってしまいました。また、合計して15億円の基金の繰り入れを予算化しているものでございます。これは年度間の財源の不均衡を調整するため、活用できる財政調整基金をできる限り残す中で、合併特例振興基金など、特定目的基金を最大限活用させていただいた中で、財政調整基金残高を確保したという考え方でございます。

前期実行計画期間につきましては、このような予算組みになるものと予想されておりますが、今後におきましては、この基金に頼らない財政運営を当然目指していかなければならないものと考えております。そのためには、受益者負担の公平性の考えに基づく使用料・手数料の適正化ですとか、未利用財産の貸し付け売却、市税徴収の強化など、あらゆる歳入確保策を行う一方で、歳出改革によるコストの縮減を断行することで、安全・安心な市民サービスに必要な

ります財源確保を図り、基金の取り崩しについても最小限にとどめていく考えでございます。

続きまして、公債費の償還についてでございます。

起債残高についてですが、平成31年度起債残高の見込みにつきましては、一般会計で約290億円、全会計で約404億円となる見込みでございます。この残高から交付税に算入されます公債費部分を除いた実質的な残高につきましては、31年度末といたしましては一般会計で約119億円、全会計で約197億円となる見込みでございます。

今後におきましては、庁舎改築事業が終了いたします2020年度が残高のピークとなると想定しておりまして、一般会計では約300億円程度、実質的な残高としては約121億円の見込みとなるものと考えております。一方、起債の償還のピークにつきましては、2022年ごろで約29億円程度となるものと想定しており、この時点での留保財源対応となります交付税に歳入されない公債費といたしましては、平成29年度決算ベースで9億円程度であったんですけれども、このピークの時点では約12億円と、3億円ほど増加するものを見込んでおります。そういった部分もございますので、基金も当然活用させていただく形にはなりますが、あらゆる歳入歳出改革を実施していくことで、経常的な経費の圧縮に努めるとともに、できる限り将来に向かっては起債発行を抑制することで将来負担の軽減を図っていくという考え方でございます。

以上でございます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 山居議員。

○15番（山居忠彰君） 再質問をさせていただきます。

財政の健全化と持続可能な財政基盤確立に対して、やはり市長も副市長も財政課長も非常に高い意識、緊張感と意気込み感じることができたんですけれども、今の御説明の中で、ちょっと2点ほど御質問いたしたいと思います。

1つは基金の問題で、これ今お話があった17億円というお話ですけれども、この約7億円から、これは実は目的基金といいますか、合併特例基金やなんかを加えての話で、純粋に積んでいったわけじゃないわけです。だから、私が一番やはり心配するのは、その財調の部分です。目的基金よりも、目的基金がどうのこうのというわけじゃないんですけれども、やはり財調を気にするわけで、こここのころの、やはりこれからちょっと積み増し難しいかなという部分があるんですけれども、この辺のところをもう少し説明いただきたいという部分と。

それともう一つは、組織機構改革の部分で、このスタッフ制を長年にわたってやってきたわけですけれども、これの利点というのかなりあったと思うんですが、係長制復活というところに、このスタッフ制の検証という部分が全然聞かないんです。これは十分に検証されて、こういうふうに変えるんだ、変えるということはいいですし、この時代の流れの中で、これは何の異論もないわけですけれども、あれは本当に十分な検証がされたのかなという、そここのころはちょっと疑問だったものですから、この2点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 丸課長。

○財政課長（丸 徹也君） 私からは、基金の部分について、まずお答えさせていただきたいと思

います。

ただいま御答弁申し上げました基金残高につきましては、先ほど合併直後の1年目に6億7,000万円の残高という部分で申し上げましたのは財政調整基金の残高でございます。また、その財政調整基金の残高といたしましては、平成29年度末において17億8,000万円まで積み増しをさせていただいたということになっております。当然、そのほかに特定目的基金ということで、この間、例えば合併特例振興基金、こちらにつきましては、合併直後に11億円ということで積み立てをさせていただいたものでございますし、その他特定目的基金については、寄附金ですとかそういった部分で積み立てをさせていただいている部分でございます。

今回の予算組みの中でも、この特定目的基金について、先ほど申し上げました合併特例基金等を活用させていただく中で、財政調整基金の5億円を含めた中でですけれども、総額15億円の繰り入れを計上させていただいたところでございます。ただ、この部分といたしましては、なるべく財政調整基金については、議員おっしゃるように、年度間の財源調整機能という部分で一番融通される活用の仕方が可能な基金でございます。そういった部分では、できる限り、その残高を残す中で特定目的基金を活用させていただいて、今回の予算組みになったということでございます。

以上でございます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） スタッフ制から係長制にしたということのお話でございます。そのお答えをいたしたいと思えます。

牧野市長の2期目になった間もなく、自治体運営改革会議というのを庁内に発足いたしました。これは何を目的としたかといいますと、スタッフ制の検証、組織体制をどうするかということが1つ。それと今の公共施設マネジメントにつながる、合併によっていろいろ施設がふくそうしているという中で、施設をどのような考え方でいくかといったことであります。施設の関係については、その後、公共施設マネジメントに引き継がれましたけれども、職員のあり方、組織のあり方というのは、自治体運営改革会議の中でしっかりと議論をしまいいりました。また、職員にもアンケート調査をやって、今のスタッフ制の問題点、あるいはメリット、デメリットありますので、そこがどこかというのもアンケート、あるいは聞き取り調査をしました。

ただ一つ、スタッフ制が導入されてから、もう平成7年に導入されて長いものですから、スタッフ制しか知らないという職員も多数いますので、どちらかという、人数的にはスタッフ制しか知らない職員のほうが多いという中で、どういう評価をしていくかということもあったんですけれども、1つにスタッフ制のよかった点、これはよく行政の悪い点で指摘される縦割り行政ということで、横の係に行ったら、それは俺の分野でないというようなこと、土別市はそういうことはあまりなかったとは思っておりますけれども、そういった、その壁が全く廃止されて、1つの課の中で機動的に動ける。それまで係制のときには何々課何々係というところまで市長の辞令行為であったんですけれども、スタッフ制というのは、何々課という市長の辞

令行為がありますと、その課の中で、どういう業務をさせるかということについては、それは課長の裁量の中で、ことしはこういう事業に重きを置いてやらなきゃならないので、ここにこういう職員を集めてということがございました。そういった点で、機動的であり、実情に合わせた動きができると、そういったメリットもあったんですけども、1つ、デメリットとしては、1つの担当の中に、例えばもとで言う係長職の主査というのが複数いるといったような場合もございまして、そうなる判断、責任体制がどちらになるんだという曖昧さも出てきたという部分もございました。

そういったことは、長年積み重ねて来ると、やはり1つの組織というのは、それぞれの職制に応じて判断・決断というのは必要で、そういった場を踏んで、1つ上の職制になったときには、その判断・決断はできるんですけども、若干そういうところが薄れてきたなということもあって、いろいろ職員からも聞き取りした結果を踏まえながら、記憶では4年前だと思えますけれども、一部係制に戻すということで、各部に、このポジションについてはそういう機能でやってくれということで試験的にやりました。その結果、係制、旧スタッフ制の、これまで導入してきたスタッフ制のいいところも持ちながら、新たな係制というのに移行するのは、これから市民サービスをしっかりとやっていくためにいいのではないかといいことで、今回の市長のお話にございました係制への変更というものでございます。

機動性を残しながら、しっかりと職制に合った判断をし、迅速に仕事を処理する。そして、その責任もしっかりと明確にする。裁量も責任も同時にその職制に合った与え方、与え方というのではおかしいんですけども、持ち方をすることによって、先ほど市長から人材の育成というのがありましたけれども、そこによって職員がしっかりと育っていくということで、スタッフ制から新たな、もとの係制ではなくて新たな係制に移行したということでもあります。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 山居議員。

○15番（山居忠彰君） それでは、2番目の質問でありますけれども、国際交流と外国人労働者受け入れの拡大についてであります。

本市の国際交流事業も早いもので豪州ゴールバーン・マルワリー市との姉妹都市提携20周年を迎えます。この機会に改めて、これまでの経緯や意義、そして今後の展望についてお聞かせください。

また、スポーツを通したまちづくりの一つとして、台湾とのホストタウン構想も進んでございます。近年の急激な国際化で、訪日外国人の数はついに3,000万人を突破し、在留外国人も約270万人と過去最多を更新しています。驚いたことに、道内でもニセコ町の人口の1割がオーストラリア人になり、インバウンドとして歌登町に年間2,000人ものタイ人観光客が押し寄せてきます。時代は、従来の友好親善オンリーから戦略的互惠関係へと変遷してまいりましたが、果たして、本市とこれらの姉妹都市、友好都市との間で経済交流等は可能なのでしょうか。これら国際交流事業の到達点を士別市はどこに置いているのでしょうか、お示しください。

平成5年、1993年に導入されました技能実習制度や外国人研修制度に基づいて、本市にも多数の外国人が入ってきてございます。平成28年、2016年には、技能実習法が公布され、外国人の技能実習の適正な実施と技能実習生の保護が明文化され、翌年施行されました。士別市は、農業が基幹産業のまちでありますから、当然に製造業、サービス業、宿泊業よりも農業実習生が大半だと思われませんが、その労働実態や国別の人数、さらには手続上の問題点など、どの程度把握されておられるのでしょうか、お教えてください。

また、近年は技能実習生や研修生の急増に比例して、人権じゅうりんや差別事件が多発してございます。制度の趣旨である国際貢献と労働の実態である出稼ぎとの間の乖離も指摘されてございます。札幌市や上川郡東川町など、道内の市町村では相談窓口を設けたり、語学研修制度や語学学校を設置するなど、さまざまな対応をされているようであります。近い将来、士別市としても地方の自治体として何ができるのでありましょうか。また、しなければならないのでしょうか。

昨年12月、政府は深刻な人手不足対応として、出入国管理法、入管法改正案を生煮えのまま可決いたしました。ことし4月からの施行で単純労働者にも門戸を開くものであり、我が国の外国人受け入れ政策の大きな転換点となるものであります。新しい在留資格、特定技能1号、2号が設けられ、事実上の移民受け入れ開放となるものでもあります。現在、士別市在住の外国人たちにとってどんな影響があるものなのでしょうか。地方自治体にも何らかの役割が発生するものなのでしょうか。

また、日本国内で働く外国人労働者は年々急激に増加しており、おおよそ130万人と言われてございます。この数字は、日本で働く人口総数の2%に当たります。ここ5年間で倍増しており、もはや外国人労働者なしでは成り立たないといってもおかしくない状況でございます。中国からが最も多く、ベトナム、フィリピン、ブラジルと続きます。ネパールからの入国も大きな伸びであります。しかし、同時に深刻な問題も噴出してございます。凶悪犯罪の増加、劣悪な労働環境、低賃金による労働差別、交通事故、教育や医療、介護、年金、福祉など不十分な社会保障といった側面からであります。今や好むと好まざるとにかかわらず、我々の生活の身近に外国人労働者が急増することで地域社会との調和が崩れる危険性があるとも言えます。もちろんグローバル化の時代、スマートな触れ合いが最も肝要であることは論をまちません。本市としても、対岸の火事として見過ごすことなく、これら未来の問題に今後どう対応していくべきだとお考えでしょうか、お尋ねいたします。

以上、これら国際交流と外国人労働者受け入れ拡大についての質問に御答弁願います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 東川総合企画室長。

○総合企画室長（東川晃宏君） 私から、ゴールバーン・マルワリー市との交流の意義や経過、そして経済交流の可能性について御答弁させていただきます。

初めに、ゴールバーン・マルワリー市との交流の経過についてでございますが、平成6年に士別サフォーク研究会が羊によるまちづくりを確立するため、オーストラリア、ゴールバーン

市を訪問したことが一つのきっかけということでございます。後の平成9年に元市長を含む友好親善訪問団が交流の合意を取り交わした後、平成11年にゴールバーン市長が来市され、両市の間において姉妹都市提携を締結したところでございます。

これまでに、平成14年から高校生短期交換留学を実施しているほか、さっぽろ市土別ふるさと会や、市長を初めとする公式訪問団、また農業視察などの市民訪問団、あわせて本市からは約150名が同市を訪問しておりますし、ゴールバーン市からも高校生や公式の訪問団など、約90名が来市されているところでございます。

また、本市におきましては、札幌オーストラリア領事の講演会の開催ですとか、小学生の絵画交換交流事業、オーストラリアのランチメニューを市内の小・中学校で紹介するゴールバーンスクールランチの実施など、土別国際交流協会やサフォーク研究会と連携する中で、国際社会に触れ合う機会や情報提供に努めてきたところであります。

近年では、友好のあかしとして譲り受けましたゴールバーンローズの苗木を植樹しているほか、昨年からはALTが1名、本市のほうで活動されております。ことしは、姉妹都市提携20周年を迎えますことから、公式訪問団によりゴールバーンを訪問して、交流の継続について協議してまいる予定としております。

これら交流の意義としましては、体験留学を体験した高校生やホームステイを受け入れた高校生などからは、異国の文化に触れてとてもいい機会になったとの意見があるほか、その経験を人に伝えることを学ぶとともに一層外国への興味を抱き、みずから制度などを探して他国への留学を実施する生徒もあらわれるなど、進路や考え方などについても大きな影響を与える、とても有意義な事業になっていると考えております。

また、こうした交流を通じて、例えばALTの採用ですとか、個人的なゴールバーンのディレクターが家族旅行で訪れるなど、一部交流の広がりも見えてきているところでもございます。

次に、ホストタウン構想が進む中での経済交流等の面というところでございます。ホストタウンの取り組みとしましては、ウエイトリフティングの合宿招致や土別東高等学校の見学旅行、交流合唱団の台湾公演、教育委員の台湾訪問やグローバルGAPの食材のPRなど、2020年のオリンピック、パラリンピックを焦点に、スポーツ、教育、文化、経済などの面において相互交流を進めているところであります。経済的な交流としましては、土別地域日台親善協会になりますが、台湾の台中市の百貨店で特産品をテスト販売する北海道チャレンジショップに現在出展中でございます。台湾の店頭にも多くの日本の商品が並んでいることから、この地域の特性を生かした商品の輸出に向け、コストなども踏まえて実現できる方法を考えていきたいと考えております。

また、台湾ということになりますと、1市3町の着地型観光推進協議会においても、観光プロモーションや地域間交流を視野に入れたホームステイなど、その地域との交流も行っているところでございます。今度においては、インターンシップの受け入れに向けた事業を実施するなど広域連携による経済効果が得られるよう事業を進めていきたいと考えております。

また、オーストラリアとの経済面での交流ということていきますと、市内の農場が以前は羊肉の輸入をして販売しておりましたが、現在は中止となっております、やはり海外との取引という部分ていきますと、オーストラリア、台湾かかわらず、その仕向け地に合わせた企画ですとか、中に含まれる成分ですとか、そういったような部分への対応も必要ということになるから困難な面も多いのかなと感じているところではありますが、いずれにしましても、そういった経済的な部分での交流という部分も視野に入れた検討も行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 私からは、国際交流事業の到達点、展望といったお尋ねについてお答えいたします。

まず、姉妹都市提携につきましては、国際親善、文化交流等を目的にこれまで、ただいま御答弁申し上げたとおり、さまざまな交流を積み重ねてまいりました。昨年は、公式訪問団を受け入れたいしまして、本年になります、交流20年を記念して正式に市長に招待のお申し出もあったところです。その際にあわせて御提言がありましたのは、こうした記念にゴールバーン・マルワリー市に日本庭園を新たに造成したいという申し出がありまして、こういった点について、市長も造詣が深いということで、海外でそういった造園の実績もある設計者を推薦し、先般はゴールバーン・マルワリー市からその設計者が招聘されて、現地調査、それから意見交換をして、市長に報告があったところです。今聞いている中では、市内の中心部の公園、ある程度一団の土地を考えているということで、もしかすると、数区に工区を分けてやるような事業になるのかなという今受けとめをしておりまして、そういった意味では、その日本文化という意味での一つの大きな事業になるのかとは考えております。

先ほども申し上げましたが、この昨年の公式訪問団の訪問に当たっては、外国語指導助手の採用にも結びついたということもありまして、その英語の指導ももちろんですけれども、オーストラリアの文化についても伝えていただいているという、これまでの流れもございます。これまで短期留学、高校生も行ってまいりましたけれども、ことしは約10名、この夏に本市で受け入れする予定にしておりまして、毎年、交互に派遣しておりますが、前回受け入れをした後の報告会では、先方の議員さんがその報告会に参加して、非常に感動的だったと、ぜひ、この事業を続けてほしいという書簡も市長宛てに届いていたところでもあります。こういった交換留学等に際しましても、民間国際交流協会がホストファミリーの調整ですとか、また、それ以外にもJICA、国際協力機構に子供たちを毎年連れていって、それで、国際文化に触れる機会をつくっていただいているということで、草の根の交流に結びつけていただいているということもあります。

そういった意味では、今、到達点という意味で申し上げていいかどうかわかりませんが、大きな目標としては、異文化交流の活性化、それからグローバル教育、こういったものが

非常に大きな要素を占めていると受けとめておりまして、いわゆる外交という国益という成果というのとはまたちょっと違うかもしれませんが、これまで、いつも市長が言われている人材育成という意味では非常に大きな効果があるものだと考えておりますし、こういったものを通じて観光、経済、そういったものの波及も期待できると受けとめているところでございます。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 徳竹商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（徳竹貴之君） 私からは、外国人労働者受け入れ人数ですとか労働実態について御答弁させていただきます。

現在、士別市におけます外国人労働者数は22事業所で68名の方を受け入れしていることとなっております。内訳といたしましては、農業で47名、建設業で19名、小売業で2名ということであり、国別でいきますと、中国人が25名、ベトナムが43名となっております。農業の中では主に畜産、建設業では工事現場というところが主な勤務の内容と確認をしております。

労働実態という形につきましては、まず勤務体系としましては、週40時間基本とし、繁忙期についてはそれぞれ調整をしながらということではありますが、農業については週休1日、企業については週休2日という形を基本としながら、労働実態という形で確認しております。

また、住居につきましては、それぞれの企業につきましては、企業で持っている社宅ですとか企業が契約しているアパート等にお住まいになられて、それぞれスーパーなどで買い物をしながら自炊の生活をしていると確認をしております。

それ以外の労働実態という形につきましては、事業主であります事業所や農家、また、そういったそれぞれの事業所にあっせんをしています管理組合等に確認をしておりますところではありますが、現段階においての問題点というところについては、今は特にないという形で確認をしております。

今後におきまして、自治体として何ができるのかという点につきましては、まずは外国人の実習生を受け入れている各事業所、事業主の方々、そこしっかりと協議をしながら、それぞれの事業所においてこういった問題があるのかということに加えて、そういった実習生たちがこの本市で暮らすという中であって、こういったところをまち全体として求められているのかというところをしっかりと事業主の方々と話をし、そして、その中で仮に実習生同士の横のつながりというものが求められてくるとするならば、そういったところも含めた事業主や実習生同士のネットワーク化的なところをしっかりと意見調整をしながらやっていくことが重要になってくるかと考えております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君） 私からもお答えします。

今現在の士別の在住外国人労働者の方々への影響という部分ですけれども、これに関しまし

ては、実習期間については1年からおおむね3年という状況で、その後は一旦帰国をされるという状況になっています。これについては、それぞれ1年目、それから3年目においては、技能上級試験があったりとかという、そういったようなハードルがあるものですからそういうような状況にありますけれども、今回の改正によりまして、今、議員のほうからもお話がありましたとおり、在留資格に特定1号、2号というものが新たに設けられるようなことで、今まで以上に、入国して、就労しやすいような環境が想定されると思っております。そういった部分でいきますと、本市におきましても、改正によりまして、新たな在留資格が設けられることから、市内の実績のある建設業ですとか、農業ですとか、小売業ですとか、そういった業種のほかに、人手不足とされております介護分野において、また製造業などにおいても、ますますこれから増加するのではないかなと考えておりますので、今お話がありましたように、関係事業所などの情報共有がますます重要ではないかなと思っております。

今後におきましては、生活環境への対応ですとか地域住民の調和なども課題になってくると考えますし、関係機関、それから関係事業所との連携、就労する外国人労働者の移住ということも視点に含めて働きやすい環境整備に努めていかなければならないと思っておりますし、また地域住民との交流ですとか日本文化、それから日本語の習熟、それから先ほどもありました、入ってこられる外国同士の相互の情報交換ですとか、また受け入れ後の外国人の皆様の心身のサポート体制であるとか、そういったようなソフト面のサポートがこれからも重要になってくるんじゃないかなと思っております。

そういう意味でも、地域コミュニティとの連携、また、市民の皆さんの外国人に対する意識の醸成なども必要になってくると考えておりますので、今後、そういった中身も含めて検討していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 山居議員。

○15番（山居忠彰君） 再質問というよりは、ちょっと提案ということでしたいんですけれども、ゴールバーンとの交流20年ということで、人と言えば成人です。二十です。最近18歳で投票権もありますけれども、二十になれば、たばこも吸えるしお酒も飲めるという、要するに大人のつき合いに変わってくるというそういう意味で、もう少し裾野が広がってもいいんじゃないのかという意味で、実は、この20年の間、この交流してきている人とか、それに携わっている人たちというのは非常に内容についても熟知していますし、非常に交流が深まっていると思うんですけれども、市民全体ではどうかというと、まだまだ、ちょっとほど遠い感じがするわけです。そういった意味でも、せっかく今、このインターネットの時代、実はこれは士別のホームページからもゴールバーン・マルワリーも引っ張れるわけです。すぐに見ることもできます。でも見て、市民の方はどれだけ、なるほど、これは私も行ってみたいなと思うかどうかです。もう少し魅力のあるような紹介の仕方というのはできないのか、その逆も言えるわけです。士別のことについても英語で発信できないか、これは全てこれをやろうとしたら予算化しなき

やいけないし、お金もかかるんですが、ある程度のその概略的なものだけでも、せつかくもう20年にもなってきたんですから、市民に裾野を広げていくという意味で、もう少し市民がわかりやすい、理解できる、そして興味を持つ、関心を持つ、そしてできれば自分たちも魅力を持って行ってみたいと思うし、また士別も、来てもらいたい、行ってという気持ちが発露されれば、士別にも行ってみたいと思われるような、やはりそういう発信というのも必要ではないかと、そんなこともちょっと御提案を申し上げたいと思います、この件についていかがでしょうか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 中館部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 山居議員からの御提言がありました、20年を迎えたゴールバーンとの交流、こういったものをどういうふうに通信していくかという点につきましては、来週には、この国際交流協会が、こういった短期留学ですとかホストタウンの取り組み、こういったものをセミナーのような形で実施をし、これは市民の皆様にもお知らせをして、ぜひ参加をいただきたいと考えているところですが、例えばそういった機会ですとか、実際にその交流をされた人からの、また団体なり、その地域なり、そこに伝えていただくことによって、さらにそういった輪が広がっていくということは、非常に草の根の交流という意味では重要だなどは考えておりました、御提言がありました例えばそういったネット環境を使ったような取り組みについても、何か工夫ができないか、我々も研究してみたいと思います。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 山居議員。

○15番（山居忠彰君） 最後の質問は、働き方改革と会計年度任用職員制度についてであります。

労働環境の改善は、自治体や民間企業を問わず、今や国全体にかかわる大きな課題となっております。働き方改革の背景には、労働力人口が想定以上に減少していることがあり、一億総活躍社会の実現に向けた最大のチャレンジと言えるものであります。働き方改革の3本柱は、長時間労働の解消、非正規と正規の格差是正、高齢者の就労促進であります。具体的には、時間外労働の上限規制や年次有給休暇の消化義務、高度プロフェッショナル制度、同一労働同一賃金の推進などがうたわれています。

平成29年3月の働き方実行計画や平成30年7月に関係法が成立し、ことし4月から順次施行となる中、行政として、市内の企業や事業所に対してどういう働きかけをしているのでしょうか。そして、その取り組みをどれだけ掌握しておられるのでしょうか。さらには、この先、どのような指導や助言が必要となってくるのでありましょうか。この際、お尋ねをしておきたいと存じます。

また、昨年の第4回定例会で、西川議員の士別市役所における会計年度任用職員制度に関する質問に、関係条例や予算について、今は実態把握や確認中、法の趣旨を踏まえ適切に対応する、来年の第2回定例会で議会に提示するとの答弁でありましたが、当初のスケジュールどおりに順調に進んでいるのでありましょうか。全国的には、この3月議会が山場のものでありま

すが、あえてお聞きいたしたいと存じます。

平成29年、2017年5月11日、地方公務員法、地方自治法の一部改正により、これまでの特別職非常勤職員や一般非常勤職員、臨時的任用職員は新たに会計年度任用職員として名称が変わり、任用され直すことになりました。対象となる市役所で働く臨時職員、非常勤職員の数を428人としておられますが、すごい戦力であります。実際、幅広い職場・職域で行政をお支えいただいておりますが、これらの方々の性別、年代別、任用形態別、職種別、生計中心者かどうかの人数と現実の勤務実態について、できる範囲で構いませんのでお教えてください。

また、今般、市職労組も対象者にアンケート調査を実施いたしましたが、その結果を見る限り、制度そのものを知らない人が多いのに驚きました。何よりも制度の周知徹底と従来からの変更による不安と不信を払拭すべきでありましょう。これまで2年間の間で十分かつ適切な対応をとってきたと言えるのでしょうか。

会計年度任用職員制度の導入は、自治体労働者の働き方や公務に大きな影響を与えるものです。場合によっては公務運営のあり方そのものをも変質させる危険性をはらんでいると言えましょう。来年の4月施行までの短期間で、対象者から見た採用での1年ごとの任用更新、従来でいう空白期間という名の雇用中断、フルタイムとパートタイムの処遇格差、一般職下での同一義務と罰則なのに異なる賃金の現実、そして、何より財政難を理由にアウトソーシング拡大で人員削減につながりはしないかとの懸念を解消できるのでしょうか。そもそも任用雇用根拠こそ法律で明確になりましたが、全体的に働く者の処遇改善という願いに応えられるものなのでしょうか。期末手当を支給できるとの表現はしなくてもいいわけで、条例次第の感を強くいたします。場合によっては賃下げのおそれもございます。何といたっても対象職員の最大の要求は賃金アップと雇用継続であります。安易な雇いどめが広がる懸念はないのでしょうか、労働基本権はどうなるのでしょうか、正職員への道はあるのでしょうか、難しい点は法律が深く踏み込んでいない部分、各自治体ごとの裁量が大きく問われます。

最後に、これら課題への御見解をお伺いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（松ヶ平哲幸君） 青木総務課長。

○総務課長（青木伸裕君） 私から、働き方改革関連法にかかわる市内企業等に対する周知と取り組み、会計年度任用職員制度にかかわるスケジュール、現状の臨時・非常勤職員の実態、会計年度任用職員の任用更新などについてお答えいたします。

初めに、働き方関連法にかかわっての市内企業等に対する周知につきましては、市が発行しております市内事業所向け広報誌であります、企業と労政においてや市ホームページでの情報発信などにより実施しています。また、士別商工会議所、朝日商工会におきまして、リーフレットの配布や各種セミナーでの開催にて周知しているところです。

次に、取り組みの掌握についてであります。労働状況実態調査にて取り組みの一部を確認しているところであります。各事業所におけますこの関連法にかかわる取り組みの内容の詳細については、明確には把握していない状況にあります。

次に、会計年度任用職員制度にかかわるスケジュールについてであります。

現在、在職します特別職非常勤職員や臨時・非常勤職員の実態把握を行っておりまして、今後、新制度への移行に向けた制度設計を進めるところです。制度設計に当たっては、現行の臨時・非常勤職員制度からの移行による変更点や財政面への影響など、さまざまな視点での検討や協議を行う必要があります。また、フルタイム会計年度任用職員は、退職手当制度に対象となるといった部分であります。また、本市におきましては、北海道市町村職員退職手当組合に加入しておりまして、そちらでの加入要件等につきまして、今、協議されているところであります。また、まだ確定されていません。さらに、制度整備時期においてもまだ未定となっております。これらのことから、制度設計には十分な時間の確保が必要でありますことから、少し予定を変更させていただきまして、本年第3回定例会において提案としたい考えであります。

次に、現状の臨時・非常勤職員の実態等についてです。現在の臨時・非常勤職員の数については、病院職場を含めて直近で429人となっております。性別内訳では、男性79人、女性350人です。年代別内訳は、10代が1人、20代が15人、30代が75人、40代が148人、50代が128人、60代では62人となっております。

次に、任用形態別の内訳としましては、フルタイム勤務が200人、週30時間勤務は71人、週29時間以下が147人、必要に応じて日々お願いするといった職員は11人となっております。職種別の内訳では、人数の多いところをピックアップしますと、保育士で58人、事務補助として38人、看護助手が33人、調理員32人、じんかい作業員30人、看護師28人、このほか業務技師、放課後支援員、児童厚生員など多種多様な職場で活躍していただいて、行政サービスの一翼を担っていただいております。

次に、生活中心者であります。世帯主で扶養親族を有する方が78人、ひとり暮らしなど、自己の収入での生活者は52人となっております。

次に、会計年度任用職員の任用更新などについてです。

まず、会計年度任用職員の任期については、文字どおり1会計年度を超えない範囲となっておりますが、客観的な能力の実証を行うことで、再度の任用が可能となっております。客観的な能力の実証の方法については、面接や、これまでの勤務実績などによって総合的に判断して適切に行うこととなります。現状の臨時・非常勤の任用更新の際にも年度末に面談を行う中で勤務実績等を確認しながら行っているというところがございますので、その辺は同様なのかなと考えております。

次に、雇用中断、いわゆる空白期間につきましては、退職手当や社会保険を負担しないようにするための空白期間を設けることは適切でないというところでもあります。

また、フルタイムとパート職員の差につきましては、先ほども申しましたフルタイム職員は退職手当制度の対象となるということ、また、再度の任用により1年を超えるに至った場合は、地方公務員共済制度と公務災害補償制度の対象となるところであります。罰則などにつきましては、会計年度任用職員は、正職員と同様に服務に関する規定の適用となりまして、服務の宣

言ですとか、法令上及び上司の職務上の命令に従う義務などになります。また、懲戒処分等の対象ともなります。

私からは以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 中館部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 私からは、制度の周知徹底、それから変更による不安を払拭すべきという点について、まずお答え申し上げます。

まず、現段階では、今御答弁申し上げましたとおり、詳細が固まっていないということもありまして、勤務条件それから給与の詳細について説明できる段階にはございませんが、まずは職場長等も含めて、現行の制度とそれから会計年度任用職員の制度の違い、この法律上のまずは理解を深めていただくということが必要と思っておりますので、まずは、その早い期間にそういった説明の機会を設けるということで準備を進めております。

次に、アウトソーシング拡大で人員削減の懸念というお尋ねでございますが、この点につきましては、議会での御協議をいただいてまいりました公共施設マネジメント計画、これの基本方針の一つとして、効率化というものを掲げてございます。この効率化の趣旨といたしましては、公共施設の管理ですとか運営方法を見直すということで民間活力の導入、それから利用促進を図るといった内容でございます。また、まちづくり総合計画、これを着実に達成するために行財政運営戦略もあわせて策定をいたしました。この中には民間委託、それから指定管理者制度による民間活力の導入、あわせて機構改革による適正な定員管理、こういったものも盛り込んでいるところでございます。

地方自治体は、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないという原則のもとに、この効果という部分につきましては、経費の多寡のみならず、さまざまな観点から検討を行って、より住民の福祉の向上に資する方策を選択するという観点で、この取り組みを進めているということでございまして、こうしたことから定員の適正化には配意をしつつ、これまで取り組んでおります組織の簡素化、事業執行の進行管理、ファイリングによる書類の管理、会議改革、人事評価による目標管理、こういったさまざまな取り組みを一体的に進めることによって組織力を上げると、組織力を上げることによって市民サービスの質を担保するという観点で、そのためにも今後、アウトソーシングを含めたさまざまな行財政改革にさらに取り組んでいくという考えでございます。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 私からは、制度導入における処遇改善にかかわって懸念される件について何点か御質問ございました。その点についてお答えしたいと思います。

今回の制度の改正といいますか導入につきましては、これは御承知のとおり、昭和の高度成長時代、そして間もなく終わる平成のこの時代において、行政に対するニーズがかなり多様化、そして高度化してきたということで、その行政ニーズに対応するために全国の各自治体におい

ては、いろんな形で臨時・非常勤の任用がされてきたということがございます。

そういった中で、こういった方々の身分というのをしっかりその法の根拠のもとに明確化していこうというのが、今回の制度の導入の目的ということでありまして、お話にございました、今回の目的によって、再任用の空白期間をなくすでありますとか、あるいは期末手当の支給、そして退職制度への加入といったようなことが出てくるわけであります。

ただ、国の見解としては、一方では改正法にないような手当の支給については適当でないという見解も示されております。本市では、これまで臨時・非常勤の方々の処遇改善として、1つには職種ごとに賃金額の設定を行ったり、あるいはその任用の継続年数に応じて昇給を行ったり、期末手当を割増賃金として支給したり、あるいは世帯区分に応じて、これも寒冷地手当に当たる部分を割増賃金として支給する。あるいはその保育職とか技術職とか、極めて人材を見つけてくるのが大変だというときには市外から来ていただくという場合があるわけでありませうけれども、そういったときには転入される方について、住宅手当に当たるような部分を割増賃金として出すということをやってまいりました。こういったことが、国の法にない手当については支給することが適当でないということと、どのような整合性を持って今後、新しい制度に位置づけていくかといったところが今後の検討課題になってくるかなと考えております。

それと、安易な雇用どめになるのではないかということでもございましたけれども、現在、臨時・非常勤として働いていただいている方々については、それぞれ市民の安全・安心のサービスを提供するという上では、それぞれ欠かせない職務についていただいているわけでありませうので、これが新たな制度になったとしても、雇用どめをするといったようなことは現時点では考えられないなと思っております。

それで、その後の労働基本権といったような問題もございませうけれども、これも現在の臨時・非常勤と同様でございまして、地方公務員としての基本権というのは認められると考えております。また、正職員化ということについても一つは出てくるかなと思ひますけれども、本市は定数の適正管理というのを行いながら、毎年、正職員としての募集をする場合、定年退職あるいは中途退職などなど、いろんな要件を勘案しながら、募集要項を定めて募集を行っているということでありませうので、既に会計年度任用職員としておられる方も正職員になるというときには、その募集要項に沿った形でしっかりと採用試験を受けていただくということで、これは受けられる方については、全員が同じ条件の中だと考えておりますので、いろいろ、これから会計年度任用職員の制度の組み立てに当たっては、一つは市民サービスに当たっていただいている方々の身分の問題ということもありますし、先ほど、議員のお話の中で、生活者という、いわゆる世帯を背負っているといったようなお話もあったかと思ひますけれども、そういったこともしっかりと念頭に置きながら制度設計をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 以上で、山居議員の質疑を終了いたします。

まだ大綱質疑が続いておりますが、ここで昼食を含め午後1時30分まで休憩いたします。

(午前 11時34分休憩)

(午後 1時30分再開)

○議長（松ヶ平哲幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大綱質疑を続行いたします。

4番 喜多武彦議員。

○4番（喜多武彦君） それでは、通告に従いまして大綱質疑を行いたいと思います。

最初に、今後の社会教育事業について伺いたいと思います。

昨年の12月、中央教育審議会は人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策についてを答申しました。この中で、多様化し複雑化する課題と社会の変化へ対応するために、社会教育を基盤とした人づくり、つながりづくり、地域づくりが必要であるとしています。さらに、その具体的方策として、学びや活動のきっかけづくりを工夫することや多様な人材を社会教育の活動に巻き込み、連携することを上げております。持続可能な社会づくりを進めるために、住民みずからが担い手として地域運営に主体的にかかわっていくことが重要であるとされ、今後の地域における社会教育に一層の推進が求められています。

そこで何点か質問いたします。

まず最初に、各部署の社会教育事業の状況についてお伺いしたいと思います。

本市の社会教育事業は、中央公民館、地区公民館、図書館、博物館はもとより、社会教育課でも社会の要請や市民のニーズに応じたさまざまな事業が実施されているところです。そこで現在、各部署においてどのような事業が実施されているのか、主なものについてお伺いしたいと思います。

2点目になりますけれども、道教委の職員あるいは上川教育局の職員とお話をする機会が多々あるんですけれども、本市くらのこの規模で社会教育課と公民館がそれぞれ課としてある地域は本当に貴重で、社会教育事業の内容、種類、数が充実していると非常に高く、これは評価をされております。私自身も社会教育事業に携わっておりますが、この事業は市民にとって参加しやすい平日の夜や土日などに行われることが非常に多いと思われまます。事業に要するこれらの時間は職員にとって勤務時間外となるわけですが、そこで、社会教育施設の職員の勤務時間外を含めた事業への対応の状況をお知らせいただきたいと思います。

さらに、これら社会教育事業が充実していることは一人一人の生きがい、子供の体験活動、文化に触れる機会など、非常にありがたいことですが、その反面、さまざまな部署で類似した目的で実施されていることが多いのではないのでしょうか。どの事業も大切な学びではありますが、先般の決算審査委員会でも指摘をさせていただいたとおり、事業の精選や統合が必要なのではないかと思いますが、教育委員会の考えをお伺いしたいと思います。

次に、社会教育法において、公民館は各種事業を通して、住民の教養の向上、健康の増進、

情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することが目的であるとありますが、一方、市民にとって学ぶきっかけの場であると考えます。

以前は、公民館主催事業の講座で集まった参加者が職員の指導・助言によってサークルを結成し、仲間とともに文化活動に主体的に取り組むということもあつたと伺っております。マイプラン・マイスタディ事業は、このようなサークルがみずから講座を行うサポートとなるものであり、主体的な市民の活動のために一層の充実が必要であると考えております。平成30年度のマイプラン・マイスタディ事業の活用状況及び新規活用団体の数、そしてここ最近の社会教育事業を住民主体の活動に移行しているような具体例についてお伺いをしたいと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 武山社会教育課長。

○社会教育課長（武山鉄也君） 私から、各部署の社会教育事業の状況について御答弁させていただきます。

議員からお話のあつたとおり、中央公民館では、九十九大学やまちづくり塾、子ども会リーダー研修、公民館講座などを行っております。また、地区公民館でも、藍染講座、切り絵講座、自然体験教室など、各種事業を実施しております。図書館では、よみきかせ会、手づくり絵本教室など、博物館では、自然観察会を初めとする博物館講座、アーティスト・イン・レジデンスのワークショップなどを開催しております。また、社会教育課では、チャレンジスクール、チャレンジ寺子屋、土別市小学生みよし市派遣交流事業などを実施しており、また、中央公民館、博物館、社会教育課の連携で、土曜子ども文化村事業を実施しているところです。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 鴻野生涯学習部長。

○生涯学習部長（鴻野弘志君） 私から、社会教育施設職員の勤務時間外を含めた事業等の対応状況について申し上げたいと思います。

まず、土曜日や日曜日に事業を実施している場合がございます。教育委員会所属の中で、図書館と博物館につきましては、土曜、日曜日が通常開館日でございますので、これらのときにあつた場合には、毎月、週休日の割り振りを行っている中で調整をしているところでございます。一方、公民館や社会教育課については、通常、いわゆるその庁舎事務と同じ勤務時間になっておりますので、土曜、日曜日など週休日に事業を実施する場合には、週休日の振りかえを原則行っているというところでございます。しかし、業務が繁忙な時期で週休日の振りかえが難しいときには、時間外勤務で対応しているということでございます。こういったことで職場内の打ち合わせ等によって、できるだけその休養、振りかえをとるという体制づくりに努めているところでありますが、事業の内容を含めて、そのあり方ですとかそういったことを検討しながら、できるだけ休みをとりやすい体制づくりに努めてまいりたいという思いでございます。

また、事業の中で目的が類似した事業の精選や統合の考え方ということでございます。これらにつきましては、私ども、本年度、平成30年度において、部の運営方針というものを掲げてございまして、その中で教育委員会の組織体制と事務事業の見直しについてということ議題

に上げているところでございます。そういった意味では、実はこの30年度も一部事業の見直しを始めているところではございます。昨年秋にも関係する部署の所属長を中心に話し合いを進めているところでございます。

そんな中で、具体的には、土曜子ども文化村につきましては、平成30年度においても見直しを行ってきているところでございますが、次年度に向けては、社会教育委員の会議の中で、社会教育事業の調査・研究をテーマとした議論の中で、また新たに土曜子ども文化村の事業の体系、具体的にはその実施回数などについて見直しを行うつもりでもございます。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 千葉中央公民館長。

○中央公民館長（千葉真奈美君） 私のほうから、平成30年度のマイプラン・マイスタディ事業の活動状況と新規活動団体の数、そして、最近の社会教育事業が市民主体の活動に移行しているような具体例をお答えいたします。

まず、平成30年度のマイプラン・マイスタディの活用状況でございますが、平成30年度は5件となっております。内容はオカリナ教室やお茶を楽しむサークル、またはダンスの体験、音楽などとなっております。その中で今回新規の活用となりました団体は1件となっております。

次に、最近の社会教育事業が市民主体の活動に移行している具体例でございますが、平成25年度に実施しました公民館講座の初心者写真教室、こちらが同じ年度で、写真サークル「瞳」を発足しております。もう一つは、平成26年度に実施されました公民館講座、憧れの絵文字教室、こちらが次の年の平成27年度に絵文字クラブとして発足しております。どちらのサークルも現在も活動している状況です。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 喜多議員。

○4番（喜多武彦君） 御答弁いただきました。事業の精選・統合については前向きに検討して重ねていくということであるということの確認、それからマイプラン・マイスタディについても十分活用されているということを確認いただきました。

現状、人口減少が進む中、市民は行政に頼るだけではなく、主体的に活動することで、地域の課題をみずからも解決できる力をつけていかなければならないと思っております。事業をたくさん行うことがよいのではなくて、今求められているものを精選・統合して、市民がみずから動く力、市長が言う地域力を高めるために職員がサポートする必要性、働き方改革が叫ばれている今、今回は具体的に社会教育関係部署に触れましたけれども、市役所全体で事業を見直すことが大切ではないかと私は考えております。

本市の職員は、大変優秀な人材が多いので自分でやってしまう、あるいは自分でやるほうが早いと考えるのではなく、優秀な人材であればあるほど、適宜、自分の手を放し、サポートに回るべきと考えております。4月から機構改革が行われますけれども、市民自治を根づかせるためには、市民にできることを市民に任せるという発想が必要ではないかと考えております。

新庁舎が建てられる今がいいタイミングではないかなと、チャンスではないかなと考えますので、ここにコメントをいただいて、この質問は終わりたいと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 鴻野部長。

○生涯学習部長（鴻野弘志君） ただいまの地域力を高めるということについて、私のほうから申し上げたいと思います。

このことにつきまして、その市民の主体的な活動ということに関しましては、1つ具体的な例といたしまして、今年度、まちづくり塾の塾生やその過去の卒塾生有志がしべつ雪まつりに参画したことがございます。また、せんだってでございますけれども、若者を中心にあらゆる取り組みをしている札幌のNPO法人でございますが、それらと交えた中で、本市においてお招きをしてフォーラムを企画するというので、近隣に限らず遠くからも若者の参加者をいただくということで、そういった独自の取り組みもしているというところでもございます。

こうしたことから、教育行政執行方針でも示しておりますが、教育委員会の大きな責務となる人づくりを進め、人材過疎とならないよう自発的な活動を実践する人材の育成を図るよう努めるという所存でございます。

また、市役所全体での事業の見直しということに関しましては、先ほど山居議員の大綱質疑のほうでも触れられているところでもございますが、行財政運営戦略に基づくスクラップ・アンド・ビルドや事業アセスメントサイクル、あるいは公共施設マネジメント計画などによる総合的な事業の見直しを進めるということで、教育委員会も足並みをそろえながら進めてまいりたいと考えております。

それから、最後になりますが、先ほども若干申し上げましたが、この社会教育にかかわる事業に関しての総体の考え方ということでございます。これらについては、事業の効果を常に検証しながら、事業の意義や費用対効果も含めて、事業の統合あるいは思い切って廃止をすることも視野に入れた検討を進めてまいりたいと考えてございます。今後においても、教育委員会内部の議論のほか、諮問会議に意見を伺うなど、市民のニーズに合わせた事業の構築に努めてまいりたいと、こういうふうと考えてございます。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 喜多議員。

○4番（喜多武彦君） それでは、2つ目の質問に入りたいと思います。

2つ目については、コミュニティ・スクールの進捗状況の確認をさせていただきたいと思っております。学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティ・スクールは、学校と地域が連携・協働して学校運営の改善や児童・生徒の健全育成等に取り組むものであります。本市においては、昨年の4月に上士別、多寄、温根別、朝日の4地区に協議会が設置され、この4月からは士別小学校、士別中学校、士別南小学校、士別南中学校の4校にそれぞれ導入をされます。

そこで2点ばかりお伺いしたいと思います。

まずは、現時点の成果と課題ということで、昨年の4月のこの4地区に学校運営協議会が設

置された、どのようなメンバーで構成されているのか、また、始まったばかりだということは承知しておりますけれども、その取り組みや現段階での成果と課題についてお聞かせをいただきたいということ、それから市街地地区におけるコミュニティ・スクールの方向性ですけれども、小規模の学校において、いわゆる4地区の学校においては、もともと地域とのつながりが非常に強いため、コミュニティ・スクールのような制度はスムーズに取り組むことができたのではないかと私は考えているんですけれども、一方、この4月に導入予定の市街地地区の土別小学校、土別中学校、南小学校、南中学校については、学校と地域の連携・協働という点では、小規模の学校に比べて地域のつながりの希薄化や家庭環境の複雑化などの背景を踏まえると、単純に難しいことが多いのではないかなと考えております。市街地地区においてどのようにコミュニティ・スクールの推進しようとしているのか、その方向性についてお伺いしたいと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 藤田学校教育課参事。

○学校教育課参事（藤田泰昭君） それでは私から、コミュニティ・スクールの現段階での成果と課題について御答弁申し上げます。

議員からお話があったとおりに、昨年4月に上土別、多寄、温根別、朝日の4地区に学校運営協議会を設置しているところであります。本市における学校運営協議会のメンバーは、PTA役員等の保護者、自治会関係者、同窓会長、地区公民館長等の地域住民に加え、教職員等で構成されているところであります。地区によっては、農業やスポーツ関係者等、学校の活動に既に取り組んでいただいているような人材を意識的に選出している地区もございます。

活動に関しましては、この4月に導入したばかりということもあるので、導入後、新しい活動が何か始まっているというよりは、既存の教育活動に協議会のメンバーがかかわり、充実を図られているケースがあります。例えば上土別小学校においては、上小っ子祭りという取り組みにおいて、地域住民からいただいたトウモロコシを使って、協議会のメンバーがポップコーンをつくって子供たちの提供するなどの取り組み、そして、多寄中学校においての夢トークには、協議会の委員がそこにも参加して参観をして聞いているということも行われているところであります。

ただ、現在は協議会委員が制度をさらに理解を深めるとともに、子供たちや学校の状況について話し合いを進めているという状況になっております。まさに、その地域と学校が話し合える場がまずできたことが成果として挙げられるのではないかと考えておりますが、ただ、この制度に関しまして、地域住民や保護者への理解を深めることや取り組みについてさまざまな場で発信していくことが課題として挙げられます。

以上でございます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 鴻野部長。

○生涯学習部長（鴻野弘志君） 私からは、市街地地区におけるコミュニティ・スクールの方向性ということについて申し上げたいと思います。

平成31年度4月には、御案内のように士別小学校、士別中学校、士別南小学校、士別南中学校の4校に学校運営協議会を設置する予定でございます。平成30年度は、学校評議員や教職員らによる設置準備のための推進委員会を設置してきてございます。特に、士別小、南小の委員には、学校が統合した後のことも踏まえ、西小学校の評議員、教職員などもメンバーに加えてきたところでございます。推進委員会においては、制度に関する理解と周知を進めますとともに、協議会において何に取り組むのかなども検討してきたところでございます。

市街地においては、議員もおっしゃるとおり、児童・生徒、それに比例した業務の多さ、あるいは家庭環境の複雑さなどの背景から、学校として抱える課題は多いと考えてございます。市街地のコミュニティ・スクールについては、これらの課題を保護者や地域の力をかりながら、解決の方法を模索し、取り組みを進めるということで考えております。これらについて、具体的には挨拶運動ですとか、交通安全指導など、既に保護者や地域住民が意見を出しやすいテーマで議論を始めている推進委員会もでございます。こうして議論を積み重ねることによりまして、地域の方々の知識、行動力、ネットワークなどを生かして学校のさまざまな課題解決に期待をするところでございます。

以上でございます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 喜多議員。

○4番（喜多武彦君） 現状、子供たちの置かれている環境は、非常に複雑化、困難化していることが感じられます。学校だけではその課題を解決できないことが非常に多くなっている現状だと思っています。地域の方々の知恵や経験と力を学校に注ぐことのできるこのコミュニティ・スクールのシステムを充実させることが非常に大切ではないかなと私も思っております。地域の未来を背負う子供たちを健やかに真っ当に育てなければ、士別市の未来も厳しい、教育を学校や保護者だけではなく、一人一人が教育の当事者としてかかわる必要があると感じておりますけれども、ここにコメントをいただいて、終わりたいと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 鴻野部長。

○生涯学習部長（鴻野弘志君） お答え申し上げます。

教育を進めるに当たって、なかなかその特効薬というものはないのかと思うところでもございます。本市の未来を担う子供たちの健全な育成のためには、やはり学校、家庭、地域が目標を共有し、それぞれの役割を果たすことが大切であるということでございます。そういったことでは、抱える課題を明らかにして、情報を共有し、それぞれの立場で、それを自分ごととして捉えていきながら、全体の教育に生かしていければと、こんなふうに思うところでございます。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 喜多議員。

○4番（喜多武彦君） それでは、3点目の質問に入ります。今後の適応指導教室のあり方についてお伺いしたいと思います。

昨年の10月、文部科学省は、2017年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題の速報値を発表いたしました。これによると小・中学校における不登校児童・生徒数は、14万4,031人と、統計開始後初めて14万人に達し、過去最多を更新いたしました。全児童・生徒に占める不登校の割合は、小学校で0.5%、中学校で3.2%となっており、中学生の30人に1人が不登校ということになります。この数字を単純に市内の200人規模の学校に当てはめると、学年2名以上は不登校の生徒がいることとなります。本市における不登校の対応については、各学校において、担任や養護教諭、心の教育相談員等の連携のもと、保護者や本人ときめ細かな対応をいただいているほか、生涯学習情報センターの地下に適応指導教室ウィズを設置しております。

そこで、現在の利用状況及び次年度の見込みについて、まずは差し支えなければ、現段階での市内小・中学校における不登校の児童・生徒数と全児童・生徒数に占める割合をお伺いしたいと思います。また、現在ウィズを利用している児童・生徒数と年度当初と比べて増減があったのか、そして次年度当初の利用見込みについてもあわせてお答えをいただきたいと思います。

学校に行けない状況にある子供たちは、放っておくとひきこもりぎみになってしまうと考えられます。ウィズがあることによって、家の外に出て、勉強や体験活動を行うことができるという点においては、子供たちにとって非常に貴重な場であることは間違いありません。ウィズは、元校長先生と教員免許所有者2人が子供の実態に合わせた指導を行っていると拝察しております。一人一人によって対応が違うことは理解していますが、毎日どのような活動が行われているのか、活動の実態をお聞かせいただきたいと思います。

また、本市の適応指導教室の設置規則において、その目的として、学校への復帰や基本的な生活習慣の改善、豊かな情操や社会性を育成することが示されております。さらに、教育長は教育行政執行方針の中で、ウィズについて、第一義的には児童・生徒の居場所として確立していく中で、最終的には再び学校での生活が可能となるよう所属学校との連携を強化すると述べられております。差し支えない範囲で、不登校の子供たちの学校復帰について、どの程度達成されているのか、お伺いします。

また、ウィズで中学校の課程を終えた子供たちの進学状況についてもあわせてお答えください。

先ほど申し上げたとおり、ウィズの指導員は、子供一人一人に合わせた指導を行っていること承知しております。しかし、不登校のような課題を抱えた子供たち、特に思春期を迎えた中学生が多く、最近では、特別支援のような対応が必要な児童・生徒もいると伺っております。このような実態で、この人数の児童・生徒に対し、指導員が2名という状況は指導する側に大きな負担がかかっているのではないかと感じております。よりきめ細かな対応が求められるウィズにおいて、指導員を増員するなどの対応をしなければ、学校復帰や、なお情操の育成という本来の目的の達成は難しいばかりではなくて、指導員に対する過度の負担がかかってしまうことを懸念しております。また、現在の人数を考えたとき、生涯学習情報センターの地下では、

かなり手狭ではないのではないかと考えます。指導員や設置場所について、今後の考え方を
お聞かせください。

○議長（松ヶ平哲幸君） 須藤学校教育課長。

○学校教育課長（須藤友章君） 私から、適応指導教室の現在の利用状況及び次年度の見込み、ま
た活動の実態、学校復帰や進学状況などについてお答えいたします。

まず初めに、一般的に不登校というものについてですが、何らかの要因により年間30日以上
欠席した者のうち、病気または経済的な理由による者を除いたものを申します。平成30年12月
末現在で不登校という形になっております児童数は5名、生徒数16名でございます。児童の総
数が787名、生徒の総数が445名となりますので、割合としましては小学生が0.6%、中学生が
3.6%となっております。

次に、平成30年4月段階の適応指導教室ウィズの通室者でございます。こちらは小学生2名、
中学生3名、合計5名でございます。現在の通室者でございますが、小学生は2名増えまして
4名、中学生は6名増えまして9名、合計で8名増えまして13名が通室しております。平成31
年度につきましては、現在の中学3年生2名が卒業しますので、そのまま推移するとなると11
名となる予定でございます。

次に、活動の実態についてです。ウィズの指導時間は原則としまして午前9時から午後3時
まで、子供たちは、おのおの実情に応じた時間に通室をし、個別に必要な学習や能力に合わ
せた課題に取り組んでおります。子供によっては、学校に登校してからウィズに來たり、ウィ
ズに來てから登校することがあるため、状況に応じて柔軟に受け入れをしております。

ウィズの子供たちは運動不足になる傾向がありまして、毎週水曜日の午前中には勤労者セン
ターの体育館を使用して体育を行っているほか、市内の公共施設を利用しながら屋外活動を行
っており、コミュニケーションを深めながら体力づくりを行っております。

これまで子供たちへの指導は2名の指導員で行ってまいりましたが、通室する児童・生徒が増
加しましたので、昨年8月からは、特に子供が多く集まる午後1時から3時までの時間帯に
限り、指導員を1名増員しております。

次に、利用した子供たちの学校復帰、進学の状況です。平成26年にウィズを開設して以来、
現在まで通室した子供は延べ25名です。ウィズに通室するようになってから、日常的な授業な
どには参加できませんが、卒業式など節目の行事には、指導員と一緒に参加ができるようにな
った子供もいますが、完全に学校に復帰したというのは1名です。

議員おっしゃられましたとおり、ウィズがなければ、家から出ることもなく、引きこもって
しまう子供もいますため、そのような子供たちに居場所を提供するという事は非常に重要な
ことと考えております。

これまでに中学校の課程を修了した生徒10名のうち、ほぼ全員がウィズでの経験を糧として
強い意思を持って高校に進学をしております。進学先として最も多い高校は、士別東高校であ
りまして、約半数に当たる4名が高校生活を楽しんでおり、うち2名は無事高校を卒業されて

いるところです。

私からは以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 鴻野部長。

○生涯学習部長（鴻野弘志君） 私から、指導員や設置場所に関する今後の考え方等について申し上げます。

議員から御指摘もございましたが、ウィズに通室している子供たちは対応が難しいケースや中学生の通所が増えたことによりまして、これまでどおり、きめ細かい指導を行うには指導員の負担が大きくなっているというのも事実でございます。また一方、施設の面では、通室している子供たち13名が一度に全員で集まるということは非常に少ないのでございますが、現在の専用スペースでは少し余裕がなく、生涯学習センターいぶきの中の工房やボランティア活動室など、あいているときには利用可能な部屋を利用していると、このような実態でございます。

また、人員体制につきましては、31年度につきましては、現在の場所で今年度と同様にフルタイム2名とパートタイム1名の3名体制、これを基本としていくところでございますが、実は、皆さん全て指導員が女性ということもございます。そういった意味で、私ども教育委員会内の別な職員による応援体制も、今、検討をしている段階でございます。

このようにウィズの運営に関しまして、指導員はそれぞれ情熱と使命感を持って子供たちに接して、子供たちの成長を見守っているというところでございます。

教育委員会としましては、子供たちが少しずつでも学校とかかわりを持ちながら、学ぶことによって社会に出ていくことができるようなサポートをしてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 喜多議員。

○4番（喜多武彦君） 不登校の割合が平均より若干多いというのが実態であることを、まず理解しておかないとならないかなとは思っております。

本市は、ほかの市町村に比べて、このような課題のある子供に対しては非常に手厚く対応しているということは、近隣の市町村の方からも評価をいただいております。まさにやさしいまちなんだなとは感じております。一方で、教育委員会の職員や指導員がその職責を果たすべく一所懸命取り組んでいらっしゃるの十分わかっているんですけども、それに見合う人員配置がやはりされていないということを痛切に感じております。一人一人にかかる負担が非常に大きい、その子に合った対応ができているのかどうかというのが非常に不安なところであります。子供たちだけでなく、職員の働き方改革の観点からも人員配置を含めた環境整備を検討すべきと申し上げたいんですけども、これについてのコメントをいただいて、この質問を終わりたいと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 中峰教育長。

○教育長（中峰寿彰君） 私から、ただいまの御質問にお答えいたします。

状況につきましては、ただいま学校教育課長、それから生涯学習部長から申し上げたとおりでありますし、喜多議員からお話のありましたとおり、通室する児童・生徒数が増えている中で、指導員の体制についてもなかなか厳しい状況にあると。答弁の中でも申し上げましたように、現在13名登録という形になってはいますが、比較的、一偏に集まるという人数は、そう人数もない場合もある。ただ、逆に屋外活動、先ほど申し上げた水曜日の運動する時間、そういうときに、よく児童、子供たちが参加する場合もあると。そういうふうな状況で、日々刻々と状況が変わっていますので、先ほども申し上げましたように、31年度については現状のフルタイム2名プラス、パートタイム1名に加えて、男性が必要な場合は男性ということも、これまでもありましたので、そういった状況を踏まえながらまず対応していくこと、さらに今後の状況を見て、どういった体制が望ましいのか、また、我々教育委員会の職員も常日ごろできるだけウィズには足を運ぶようにしておりますし、私もも行けるときに行っている状況もあるんですが、そういった状況も少しずつ、もう少し増やしていきながら、どういったフォローが必要なのかも考えていきたいと思っております。

また、先ほどの御質問でもありましたけれども、あわせて学校の担任やあるいは校長先生、教頭先生なんかも、お時間があるときには子供たちの様子を見に来ていただくと、そういったこともありますので、そういった中から子供たちが本来の学校に少しでも戻っていけるような、そういった環境づくり、引き続き努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 以上で、喜多議員の質疑を終了いたします。

11番 国忠崇史議員。

○11番（国忠崇史君） きのうの大綱質疑で真保 誠議員と市長のニュアンスの豊かなやりとりがあって、その中で、市長がmanifestoをこの胸の前に出されたんです。私、改めて初心に戻りました。10年前に議員になったときに市長とさんざんそのmanifestoとは何だという議論を本当何回も定例会にわたってやったんですけれども、そのときを思い出して。やはり理念とか哲学というのは、最後に説得力を持つんです。だから理念や哲学なしに政策をやっても説得力は持たない。でも、しっかりmanifestoだとか総合計画から導かれる政策をやっていけば、最後に説得力を持つんだというのを、市長が胸の前に掲げたことによって、私は学んだつもりになりました。ごみの有料化等については随分批判的ですけども、でも突然思いつきで言われたことじゃないというのは私はよくわかっています。だから、本当にいろんな理念、哲学を持って、市政に当たられるというのは大事ですし、これからの答弁に立たれる市の方も、ぜひ、政策の背後にある理念・哲学ということにちょっと思いをはせて答えていただきたいと思っております。どうも前置きが長くて済みません。

大綱質疑に入ります。第1のテーマは、町並みにマイナスの印象をもたらしている大型廃墟の対策について取り上げます。

市政執行方針では、まちなか未来計画の起案にかかっているという一説がありまし

た。この計画の目的や範囲や期間などをぜひ知らせてほしかったのですが、きのう、谷守議員の大綱質疑への答弁で大方答えられていますので、私からは、特に期間だとか、このまちなか未らい計画がいわゆる大型の廃墟についての対策と関係あるのかどうか、そこをお答えいただきたいと思います。

市内に幾つかある大型の廃墟物件のうち、今回（仮称）まちなか交流プラザの構想によって、旧士別デパート及び山田デパートの廃墟化の解消についてめどがつかしました。入込数10万人とかそういった予想については私は非常に厳しい観測を持っていますが、ただやはり1つの廃墟がこれでなくなると、そして新しいものができるというのは非常に希望の持てることですので、ぜひ社長も就任されたということですので、私も入込12万人に向けて、いろんなアイデアを出していきたいと思います。

それで残る廃墟としては、大通りの東15丁目に旧雇用促進住宅士別宿舎がありました。しかし、これ市のほうで、士別市のほうから建ててくださいと、旧労働省に要請して建った。それで、既に老朽化して閉鎖された後、ちょっと帰趨が決まっていなかったんです。ところが、ごく近年、民間企業が買ったと聞いております。しかし、見たところ、この雇用促進住宅士別宿舎は、そのまま空き家として残っており、周辺住民も心配しています。このまま放置されたまま、いろいろと壁が崩れたり、あるいは廃墟と本当になっていくのではないかと、周りの住民の方が心配しています。

市としては、この雇用促進住宅を購入した企業から、どういうふうに関後展開していくのか、分譲するなら分譲するのか、そういった方針をもし聞いていけば、この際伺いたいと思います。

そのほか、国道沿いに幾つか廃墟があります。40号線沿いには旧士別プリンスホテル、また239号線沿いにはスーパーみしま西店、こういった廃墟が存在します。これについては、所有者及び地権者とは連絡がついているのかどうか伺いたいと思います。また、連絡がついている場合であれば、彼らの地権者の意向はどのようなものなのか、知っている範囲でお答えいただければと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 工藤建設水道部長。

○建設水道部長（工藤博文君） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、私から、まちなか未らい計画の期間、それと廃墟の位置づけについて申し上げ、旧雇用促進住宅士別宿舎については経済部から答弁申し上げます。

まず、まちなか未らい計画の計画期間についてですが、谷議員の大綱質疑の中で若干触れさせていただきましたが、現在まだその計画期間については設定をしておりません。まちづくり総合計画の前期4年、実行計画後期4年、展望計画はきちっと踏まえながら、まちづくりに関連する計画との整合性を図る。それとまちづくりに関する事業との整合性を図りながら、その適切な期間がどの程度になるかというのは、これからの議論になるかと思いますが、そこでしっかりと議論をしながら設定をしていきたいと考えております。

この計画の中で廃墟についての位置づけですが、計画の中では空き家、空き店舗、空き地という位置づけで今検討をしていくという考えでございまして、その設定する区域の中にある、これらの空き家、空き店舗、空き地について、その活用方法ですとか、その位置づけ、目的なども検討するというようになっておりますので、廃墟というわけではないんですが、その中の一つとして策定をしていくということになるかと思えます。

そして旧士別プリンスホテル、それとスーパーみしま西店なんですが、建設水道部では、関連する法律としては建築基準法がございまして。建築基準法によって、適切な維持管理がされていない場合は指導を行うことができるんですが、これら建物の規模から申し上げますと、北海道がその指導ができる権限を持っておりまして、ただ、現在のところ、この2つの建物については、危険建物等になるという判断にはまだ至っていない状況でありますので、それら所有者の方の情報は、今のところ私どものほうでは収集というか、わかっていないというところがございます。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 徳竹商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（徳竹貴之君） 私から、旧雇用促進住宅士別宿舍の現状について御答弁させていただきます。

国の方針といたしまして、平成19年6月に国が平成33年度までにこの旧雇用促進住宅を譲渡・廃止の処理を完了するということを決定してきております。譲渡処理につきましては、全国を東ブロックと西ブロックの2つに分け、それぞれ一括売却による入札を実施し、平成29年10月に、東ブロックにつきましては東日本民間賃貸サービス合同会社が入札により取得をされたところでありまして。

現在につきましては、北海道地区において、本市を含む61件の空き住戸の入居募集を現在行っているところであります。分譲の方針につきましては、現在の募集の内容としましては、現状の建物について入居希望があった場合、その方々の、現在は3DKの間取りなんですけれども、入居希望があった場合、その方の希望に合った広さというところを、希望に合わせた形のリノベーションを行いながら、相談しながら入居できますよという形での募集をしているところだと聞いていますが、ことしの2月末現在、士別のところの入居希望はないと聞いております。

今後についても、引き続き、入居希望については続けていくという意向ではありますが、当然、草刈りなんかも含めた維持管理、それにつきましては、基本的には周辺の環境整備については、旭川の委託会社で管理を行って、私どももこれまでも何度か草の関係やなんかを含めて連絡したことはありますけれども、そちらのほうの会社で随時対応していただいている状況であります。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 国忠議員。

○11番（国忠崇史君） 再質問となります。

建設水道部長の答弁のほうで、旧プリンスホテルと旧スーパーみしま西店は危険建物には該当しないので、市としては連絡等はとっていないということなんですけれども、何かいろいろなチャンネルというか、例えば固定資産税とか入るのか、そういったような税金方面での連絡とか、いろいろと連絡つける方法はあるのかなとは思いますが、あくまでもやはり建築基準法上見て問題なければこちらから連絡はしないということで、そういう認識でよろしいですか。それが1つ。

それから、経済部からの答弁のほうでは、私もこの旧雇用促進住宅を買ったその会社が、どうもソフトバンクグループの会社で、リノベーションして入居募集しますということなんですけれども、あれだけ大きな集合住宅、自分の入るところ、3DKの部分だけリノベーションして入るといのは、何か現実考えると何かおかしいというか、共用部分は、特にこの会社さんは直していないように見えるんですけれども、その辺の確認はされましたか。何か共用部分、階段だとかいろいろ、エレベーターこそないですけれども、共用部分は改修していないのに、その自分の居室部分だけ分譲しますよみたいな話というのは、どっか何かつじつまが合わないような気はするんですけれども、その辺、何か市としては特に疑問を持っていないですか。

以上の2点です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 工藤部長。

○建設水道部長（工藤博文君） 再質問にお答えいたします。

先ほど答弁させていただきましたように、危険でない状態のまま、現在の状況ですと、所有者への指導等についても、早急にということは考えていないものですから、所有者の情報等は収集するということは今のところないかとは思いますが。

ただ、議員お話しのとおり、そういう情報を税務課等で正式に得ることは基準法上できますので、そういう手法はとれるかと思っています。

ただ、これから今後、未使用期間が長くなっていくと、やはり劣化が進んでいくということは懸念されますので、やはりそこら辺は大型建物ですので、注視をしながらタイミングを逸しないように、そういう場合はすぐに連絡がとれるような、私たちも状態にはしておかなければならないかとは考えております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 徳竹課長。

○商工労働観光課長（徳竹貴之君） 旧雇用促進住宅についてでありますけれども、議員お話のあったとおり、共用部分、エントランス等々何か手をかけているということについては確認をしております。恐らく何も手がついていない状況だと思いますので、私たちとしましても、やはり、その一部分だけを、リノベーションをお好きなようにしますよといえども、なかなか難しいところはあるのかなと。ただ、どこにニーズがあるのかというところは、全てではありませんので、現段階、募集はしていますけれども、今入居希望がないところについては、そうい

うふうなところなのかなというところであります。

ただ、これをいつまでも維持管理も含めて、募集をしているので、このままですというところも、当然、会社とはその都度話しながら、いつまで入居希望を続けるのかということも含めて、引き続き協議してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 国忠議員。

○11番（国忠崇史君） 次のテーマは、交通安全施策と除雪などとの関係はと題しての質問となります。副題としては、法廷闘争を避けるためにということです。

まず、新年度予算案等を見ますと、地域安全マップを制作するという市の方針でございます。それで、この地域安全マップというのは何かというと、主に防犯について載せるマップだということなのですが、防犯と交通安全というのは隣接した分野でもあると思います。実は最近、士別警察署が危険交差点マップというのを出しております。これは改訂版、1回、おとしに出して、ごく、2017年に初めてづくり、それでことしの1月に新しい改訂版の危険交差点マップが士別警察署でつくられております。

防犯に着目して地域安全マップをつくるのはいいですが、私がよく自治会の会館なんか見てみますと地域のハザードマップなんかも張ってあり、いろいろそのマップ類が存在します。せっかくですから、この地域安全マップと危険交差点マップ、一つ統合してつくるべきではないかなと提言がございます。ぜひ、この件についてコメントいただきたいと思っております。

それで、この危険交差点マップの内容に入っていきますが、本市で最も危険で事故の多い交差点を挙げております。その場所というのは、士別市東2条9丁目1番地です。ここはどこかと申しますと、南大通りとグリーンベルト、広通りが交わる場所です。近くにはコンビニのセイコーマートだとか美容室だとかいろいろございます。ここ、警察署の認識としては、グリーンベルトの中央分離帯に除雪した雪が積まれて、見通しが悪く、出会い頭の衝突、右折者と直進者との事故が多いという説明なんです。

それで、この一番危ないと、そして事故の件数16件ということなのですが、この原因について、市の見解は警察署と同様ですか、あるいは警察署とは違う認識を持たれていませんか、その事故の多い原因について対策を練られていますか、そこら辺についてお聞きしたいと思います。

それで、次の問題ですが、この東2条9丁目1番地の交差点の南80メートルぐらいのところには信号のない横断歩道があります。この議場で私も何度も何度も取り上げていますが、この信号のない横断歩道は3年前のJAF、日本自動車連盟の調べでも、9割の車が歩行者が渡ろうとしてもとまりません。私はふだん保育園の園児を連れて、こういった信号のない横断歩道も渡ろうとします。信号のあるところを渡ると、点滅すると子供が焦って泣いたり転んだりするんです。信号のないところを渡るのが一番いいんですが、私の体感でも士別、このグリーンベ

ルトの横断歩道は95%以上のドライバーはとまりません。つまり道路交通法の第38条の2が全く守られていないんですが、新年度は交通安全関係予算もございますので、その予算を使って、そういった道路交通法38条などの啓発も行うのかどうか、お答えください。

それともいっそ、この警察も言っている年16件の交通事故が起こっているようなところの近くにあるような横断歩道は、それとも撤去していくのか、そういったところについてお聞かせ願いたいと思います。

私が以前からここで取り上げていることもあって、環境生活課内にある士別市交通安全運動推進委員会事務局が出している、士別！くらしねっと情報の交通安全情報でも、道路交通法を守りましょうと、信号のない横断歩道ではこうしましょうという啓発も行っていきます。そして、運転者の皆さんへ、横断歩道等の手前で一時停止し、その歩行者等の通行を妨げないようにしなくてはなりませんと、そこまで書いていただいているんです。そんなふうな啓発も文書の上では行っているんですが、反面、歩行者への皆さんへの注意として、車両がとまるのを確認してから横断するようにしましょうと書いてあるんです。これは別に交通ルールでも何でもありません。道交法に書いてあるルールと法律に書いていない何かマナーみたいなことと一緒に書いてあるんですが、これはどうなのかちょっとコメントいただきたいと思います。道交法上では車のほうがとまるようにと書いてあるんですが、歩行者が、車両がとまるのを確認してから横断するという法的根拠があるのかどうか、ちょっとお答えいただきたいと思います。

それで次に、交通ルールともう一つ、交通に関係した、これはルールでもありマナーでもあるんですけど、雪出しの問題を取り上げたいと思います。

このグリーンベルト沿いについて、雪出しが非常に、雪はあまり去年よりはぐんと少なかったこの冬もグリーンベルトへの雪出しが行われております。それは沿道の宅地からの雪出しでございます。それで、いわゆるママさんダンプで、手を出して往復されている方もいらっしゃいますが、甚だしい場合は除雪機で中央分離帯に飛ばしたり、あるいは重機で道路をこう垂直に横切って中央分離帯に出している方もいらっしゃいました。

私、去年の6月議会、第2回定例会でこの問題を取り上げて、建設水道部長がそういうのは黙認しないんだという答弁をいただきました。そのことがメディアも報道してくださったんで、実は市民から反応がありました。中高年の男性の方2人なんですけれども、それはやはり国忠さんの正義感強過ぎるんだわと。やはりみんな、そんなグリーンベルト沿いの人はあそこに出しているんだから、そんなことに目くじら立てないでくれという話があったんです。私は、それは正義感とかいう問題じゃなくて、もし何かあったら法廷闘争になりますよと言ったんです。それはそうなんです。あそこ、グリーンベルトを、ちょっと高齢の方はちょっとおぼつかない足取りでこう行ったり来たりして、出しているときに車と接触する。そのときに雪出し、違法行為をしている人、それは歩行者とみなされるのかどうかと、ちょっと市にそこら辺の調査をお願いしたいんですが、これは歩行者に該当するかどうか、まずお聞きします。

この除雪を、家の雪を中央分離帯に出している方、これは道路の円滑な交通を妨げる違法行

為をして、車にひかれた、接触されたと認定された場合に、逆にこのひかれた人が、中央分離帯への雪積みはみんながやっていることだから私の違法性は相殺される、酌量される、法的には阻却されるという言い方をするんですけれども、違法性は阻却されるんじゃないかと法廷で主張する可能性があります。なかんずく、グリーンベルトは市の道路です。ですから、市の広報で、雪出しはだめですよと、一応、11月号ぐらいにちょっと触れるんですけれども、でも広報車を回してまで、出さないでくれとかと言っているわけじゃない。それで結果的に多くの市民が出しているということは、私だけじゃなくみんなやっているじゃないかと法廷で主張して、法廷闘争が長くなる可能性があるんじゃないかというのが私の大きな心配なんです。この懸念について、ぜひコメントいただきたいと思います。

ですから、極論になりますけれども、市は私の考えでは、違法行為の雪出しをしていて、もし車と接触しても、あなたの全面的責任ですよと周知する必要も検討せざるを得ないじゃないかと考えております。

以上について、答弁をいただきたいと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 佐々木市民部長。

○市民部長（佐々木幸美君） 最初に、私から、広通りの交差点に関する事及び道路交通法第38条に関しての御答弁を申し上げ、地域安全マップ等については環境生活課長から、また、道路への雪出し等については建設水道部から御答弁を申し上げます。

まず最初に、本市で最も危険で事故の多い交差点、東2条9丁目1番地の事故が多い原因について、また、市の見解は警察と同様なのかという御質問でございます。

まず、土別警察署により作成されました交通危険箇所マップ、交通規制箇所や通行時に特に注意を要するような交差点のほか、交通事故多発箇所や発生場所など現状写真とともにイラストを加え、注意点が添えられた内容となっております。ただいまの東2条9丁目1番地付近交差点は、平成30年の事故多発箇所として挙げられておりまして、当該交差点におけます土別警察署の注意点といたしましては、周辺環境による交通量の多さのほか、冬期間は中央分離帯に堆積した雪により見通しが悪くなり、交差点における出会い頭衝突及び右折直進事故が多発されているとされておりまして、市といたしましても、このような指摘もあるものと認識をいたしているところです。

同様であるならば、今後どのような対策を行うかということでございます。当該交差点に限らず、冬期間における交差点の見通しの悪さは、本市のみならず積雪寒冷地特有のものとも捉えておりまして、冬の交通事故を防ぐという観点においては、例えば交差点においては、まずは右左折する車両も直進する車両も見通しの悪さを十分認識した上で、しっかり減速して直進する、通行するということが肝要とも考えております。

このようなことからしても、冬道特有の交通事故防止、これらに向けた啓発運動、啓発活動を継続して実施していくことはもちろんのこと、今後も地域の皆さんと安全情報を共有していくために地域安全マップを整理してまいりますので、土別警察署とも十分調整をさせてい

ただきながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、道路交通法第38条、これらが全く守られていないと、その啓発に関しても新年度行っていくのかという御質問でございます。

議員お話しのとおり、道路交通法第38条による横断歩道等における歩行者等の優先、これらを初めとする交通法規の遵守につきましては、行政機関や自治会などの各種団体、また事業所など274の登録先に配信しているくらしねっと情報を活用いたしまして、交通安全情報として、例えば雪の降り始めにはスリップ事故への注意喚起など、安全で円滑な道路交通を促すために定期的な情報発信等啓発活動に努めているところであります。

警察署におきましても、違反車両の取り締まりを実施するなど、また運転免許証の更新時講習、これらの機会を捉え、また事業所におきましても交通安全教室、安全運転管理者から事業所従業員に対しましての日ごろの安全運転指導の中で、機会を捉えた交通安全教育、また啓発活動を行っていただいているところであります。

市といたしましても、今後も士別警察署や自動車学校、また、運転者の立場である安全運転管理者協会及び事業主会を初めとした関係諸団体と連携する中で、交通法規の遵守、また徹底はもちろんのこと、交通事故防止に向けた啓発活動を実施していくとともに、交通安全、教育、また情報の配信にもしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

私からは以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 阿部環境生活課長。

○環境生活課長（阿部淳君） お答えします。

まず、地域安全マップについてです。

地域安全マップは、各学校で作成している安全マップをもとに作成をする考えでおります。この学校で作成されている多くの学校のマップにつきましては、交通安全面での危険な箇所を中心に作成されているものであります。先ほどから話のありました士別警察署が発行した危険交差点マップにつきましては、通行時特に注意を要する交差点が記載されていることもありますことから、士別警察署と情報共有を進め、よりよい地域安全マップとなるよう努めてまいりたいと考えております。

また、ハザードマップとの統合の関係であります。ハザードマップにつきましては、浸水深が色塗りされているようなつくりとなっておりますので、そこに交通安全や防犯にかかわる箇所をかぶせると情報量が多く、読み取りにくくなってしまうということもありますので、マップ類につきましては一目で必要な情報を読み取ることができるようにするのが望ましいと考えております。地域安全マップとハザードマップの統合につきましては現段階では考えてはおりません。

あと、もう1点です。グリーンベルトへの雪出しを行う者が道路交通法で定める歩行者に該当するのかどうかという点につきましては、士別警察署のほうに確認をさせていただきました。道路へ雪を出す行為につきましては、道路交通法違反となりますが、そ

の行為を行うために道路を横断している者については歩行者に該当するという回答を得ております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 工藤部長。

○建設水道部長（工藤博文君） 私からは、グリーンベルトへの雪出しについてお答えいたします。

国忠議員のお話にもありましたとおり、議会での質問もいただきまして、報道の記事にもなりました。これらの記事ですとか広報のお知らせについては多くの方が目にしていないのではないかと考えております。ですが、現在でもまだ雪出しをしている方はいらっしゃる状況であります。

私どもとしては、これらの行為については道路交通法に違反をする、それで非常に危険な行為であるということをお知らせしているわけではありますが、実際パトロールの中で雪出しをしている方を発見した場合、その行為が非常に交通の安全を損なうという場合には、その現場でチラシを手渡して、雪出しをしないように説明をしているところがあります。そのチラシには、士別市役所の名前のほか、士別警察署、北海道、北海道開発局ということで、道路を管理する機関を明示しまして、車両の通行に危険を及ぼします。法律違反となりますということで、道交法のことにも触れさせていただいております。そのような形で広通り、グリーンベルトの雪出しがなくなるよう努めているところでございます。

今後も、そのような行為をされている方にはしっかりと説明をして理解していただく、また、広報やチラシの配布なども、次期シーズンについては、降雪の前に沿道の方に先にチラシを配布するという必要があるだろうなということを考えておまして、これら啓発については引き続き取り組んでまいります。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 佐々木市民部長。

○市民部長（佐々木幸美君） 答弁もれがございましたので、1点御説明をさせていただきます。

まず、道路交通法38条の遵守ということでもありますけれども、歩行者が立っているとき、横断歩道を横断しようとするとき、歩行者等があるときは、当然のことながら車両は一旦停止し、その通行を妨げてはならないという道路交通法第38条第1項の規定、これは国忠議員おっしゃるとおり、マナーとかルール、そういう問題ではないと認識をいたしております。

道路交通法については、車両のみに適用されるものでございまして、士別市としましては歩行者の身を守るということも当然視点に置いておりますので、歩行者が交通弱者になってくる場面も多くございますので、危険な場所にはなるべくしっかり注意をして横断する、そういうことも含めまして注意喚起をしているところなんですけれども、引き続き、このドライバーの方たちには、道路交通法の38条のこの遵守、こちらにつきま

してしっかり認知度を高めていくようなことも十分必要だと、そのように認識いたしておりますので、例えば士別市の31年度の交通安全運動の1年間の計画がございます。その中で推進委員会だとかそれぞれの各諸団体がございまして、1年間に実施していくような事業等の組み立てが、この後、4月に入りましたらございますので、その中でも士別市中心に關係団体とちょっと調整をさせていただいて、この運転者に対する働きかけ等の手法についても、今後、研究・検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 国忠議員。

○11番（国忠崇史君） 市民部長も環境政策課長も建設水道部長にも、本当、重々明記していただきたいのは、冒頭に言った理念・哲学もあるんですけども、やはり法廷闘争になったときどうするかということなんです。現に、この東2条9丁目で16件の事故が起きていると警察が言っているわけです。死亡事故あるいは車に歩行者がひかれた、そういったのが除雪絡みだったとか、そういったときにやはり事故を起こした人は、自分に不利な判決というか、裁判の流れになったら、市の広報とかを出しますよ、市の広報では歩行者も注意すべきだと書いてあるよと、でもひかれたあなた歩行者なのに注意してなかったじゃないかという、やはりなると裁判が長引く。結局、市道の場合は、管理責任は市に問われてくるわけです。

あんまり言いたくないけれども、保育関係で、やはり18年、足かけ19年ですか、法廷でやっています。やはりそういうことにならないように、こういう文書を出すにしても、今、私が指しているのは、くらしねっと情報第350号、昨年11月26日発行なんですけれども、ここでさっき問題にした、運転者は道路交通法を守るべきでだと書いている一方で、歩行者も車が来ていたら渡らないとか、車がとまるのを確認してから横断しろと書いてあるんです。昔は、私は1970年代に子供時代過ごしていますから、まだ信号はあんまり少なかったんです。横断歩道に手旗ついていました、黄色い手旗、学校の近くの横断歩道。だから、むしろ昔のほうが信号のない横断歩道を渡ろうという意識があったんです。今は学校も信号のないところはなるべく渡らないようにしましょうと、学校の入学の案内で言っていますよ。だから、では信号のない横断歩道をなくせばいいじゃないかと私は思うんですよ。そんなに使うな、使うなど。あるいは、信号のない横断歩道の横に、ここを渡ってひかれても信号のないところを渡っているんだから、車とまらなくても責任は負いませんよと書きますかという話です。では、そんなことはできないんだから、第38条をしっかり守らせましょうと。特にドライバーに。守らせないと、ひどいですよと。グリーンベルトの現状、知っていますか。あれですよ、思いやり運転だといって、わざわざ車線ずらして加速して過ぎていく車とかいるんですから。おかしいですよ、そんなの。

それで、前にも言いましたけれども、愛知県みよし市に行きます。どうですか。市の職員の運転。市長どうですか。みよし市の職員の運転、素晴らしいですよ。愛知県は日本で一番交通事故死多いです。やはりそれはいけないと、みよし市の市役所は考えたんです。職員さん、どうしますか、ひし形の横断歩道近いですよという減速するんです。そして、横断歩道をこ

うやってみる、誰か立っていないか。それで横に人立っていたらとまるんですよ、みよし市の市役所の方は。だから、それぐらいやって初めて道路交通法38条を守っていると言えるんです。それをやらずに曖昧なことを書いたら、これは法廷闘争のときに問題になりますよと私は言っているんです。

だから、ぜひ、ゆめゆめ曖昧なことを言わず、信号のない横断歩道は完全に100%歩行者優先なんだと言っていかないと。今、JAFの調べどおり、9割方は車はとまりませんよ。その現状を認めるのかどうかということについて、どなたでもいいのでお答えください。

○議長（松ヶ平哲幸君） 佐々木部長。

○市民部長（佐々木幸美君） まず、事故の状況等にもよります。道路交通法上の問題なのか、道路管理者としての責任が問われるのかと、ケースによってはそれぞれあると思われれます。ただ、士別のくらしねっと情報につきましては、この交通安全情報の配信につきましては、歩行者も自転車の方も運転者もそれぞれ、また事業所であろうがそれぞれ、学校等も含めまして、このネット配信の部分を見ている。そういう視点で我々も当然のことながら、走行する運転者の皆さん、そして横断歩道を渡る市民の皆さん、それぞれが安全に生活していただくためのものの注意喚起ということでございますので、今回、横断時の注意として、走行してくる車両が必ず自分を見ているとは限りません、車両がとまるのを確認してから横断するようにいたしましょうと、この2行を情報のほうに加入させていただいたんですけれども、本市は、交通安全都市宣言のまちとしても、警察や関係諸団体の連携・協力のもとに交通安全教育、また啓発活動等を通して交通安全運転に取り組んでいるところなんですけれども、市民一人一人がさらに交通安全の意義を重く受けとめていただきまして、安全で住みよいまちとなるように、引き続きさまざまな取り組みをしていかなきゃならない、その一つとして、この交通安全情報のネット配信のほうをさせていただいていることで、まずもって、全ての市民に対しての発信をしているという部分では、この2行に関しましては御理解いただきたいとは思いますが、

私からは以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 私も昔、昔というか職員になってから、建設部で道路管理をしていたという経験がございます。それで、道路法、道路交通法については多少知っているという身でございますけれども、今言われたように道路交通法38条については、横断歩道を渡ろうとしているときには車両はとまらなきゃならないということは、これは頭ではわかっている、私も朝通勤のとき、徒歩で来るんですけれども、体が横断歩道を渡ろうとしているとき、今、横断歩道が見えないところがありますけれども、だんだん出てきましたけれども、体がとまってしまうと。それは、車両がとまってくれないということがしみついでです。それで、東京行ったときに一緒に歩いていた人と横断歩道を渡ろうとしたとき、一緒に歩いていた人はずっと渡ると、私はとまったと。その方に何でとまったんですかといったら、やはりしみついでいるんです。そのぐらい、この地域としては、とまらない車両が多いんだということでもあります。

それで、これは別の話になりますけれども、ことしは大分融雪が進んで屋根の雪が少なくなってきましたけれども、去年の今ごろというのは、空き家などの雪庇が、屋根の雪、雪庇がいつ落ちてもおかしくないという状況の中で、これはその所有者の方にちゃんとした管理をしてくださいといっても、全てがそうならないと。そこで自分で身を守るということから、各学校・保育園等に、そういったところは通らないでくださいと、気をつけてくださいという連絡をさせてもらいました。ことしもそういうときにはそういう連絡をするようにと庁議やなんかを通して言っているわけでありましてけれども、今の車両がとまってからというのは、これは確かに道路交通法上の法規としてはそうですけれども、今出した文書の内容というのは、まずは自分の身を守ると。法規がそうだから渡っておってはねられたら、これは自分のせいじゃなくて車のせいだといったって重大なことになるかもしれないという思いでございます。

ただ、今回議員からそういう御提言がございましたので、例えばその法廷闘争といったようなことも含めて、どういう表現、やはり自分で身を守ってもらうと、そういうところに遭わないというところが一番大事だと思いますけれども、そういうことも含めて、その文章は全くこう載せなくていいのかどうかという判断は、これは、またちょっと検討の中でしっかり考えていかなければならないですけれども、そういうことも含めて、もう一回、しっかり提言を踏まえながら検証させてもらいたいと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 国忠議員。

○11番（国忠崇史君） いや、本当にありがとうございます。

ただ、本当は言いたくないんですけれども、例えばその保育園で事故があったときに、保育園の子供ですよ、園児に、あなたの自衛も足りないよと言えますか。そうでしょう、副市長。だから、市民部長もそうでしょう。だから横断歩道でひかれたときに、あなたの自衛も足りなかったんですよなんて絶対言えないんですよ。特に子供にですよ。保育園に例えば交通安全指導員が来て、右見て左見て、手を挙げて渡りましょうと。別に道路交通法でそう決まっているわけじゃないですよ、マナーです、それ。だけれども、それをやらなかったあんた悪いんだ。ひかれたのはあんたが悪いと保育園児に言えますか。市民部長。私はそれを言っているんですよ。

それを言っているのに、市民全体に周知したいから、歩行者も運転者にも注意を申し上げていると。違うんですよ。子供だったらどうするのと言いたいんですよ。子供にも自衛必要ですか、どうですか。ちょっとそこら辺、お願いします。

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 今、私が申し上げたのはそういう、いろいろな解釈が出てきた中で、例えばその本来守らなきゃならない法規を守らないほうから、いわゆる逆な言い方がされるということになっては、これはまことに法治国家の中ではおかしいわけでありまして、そういうことも含めて、今御指摘になった部分をしっかり踏まえながら検証させていただきたいというこ

とであります。

○議長（松ヶ平哲幸君） まだ国忠議員の大綱質疑が続いておりますが、ここで午後3時10分まで休憩をいたします。

（午後 2時58分休憩）

（午後 3時10分再開）

○議長（松ヶ平哲幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大綱質疑を続行いたします。

ここで、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

国忠議員。

○11番（国忠崇史君） 3番目のテーマとして、労働者保護と働き方改革について取り上げるものであります。

今、市役所新庁舎の建設工事がたけなわですが、秋口によく見かけましたが、現場周辺に週休2日を確保しようという趣旨ののぼりが立っていました。一方、新聞報道などによると、建設現場での週休2日の導入というのは非常に厳しい状態だと。人手不足等もありまして、北海道の建設業協会の調べによりますと、加盟401社から回答を得て、完全週休2日は3割、隔週で週休2日が約半分、5割です。それから1カ月の休日が5日以下、つまり週休1日がやっという会社が2割ということでした。それで、非常にのぼりを上げざるを得ないというのは、逆に言うと週休2日頑張らないとなかなか確保できないという意味でもあると思うんですが、今、本市の各建設現場等において、週休2日の履行率はどのぐらいになっているのか、わかっている範囲でお答え願いたいと思います。

次に、学校教職員の話に移ります。

学校教職員が非常に多忙だというのは、皆さん御存じのとおりだと思います。それで、先ほど喜多議員がコミュニティ・スクールについて質問されていましたが、このコミュニティ・スクール化ということで、学校の先生の教職員の役割というのはどのようになるのか。まず、コミュニティ・スクールの定義と目的を聞こうかと思いましたが、この点は先ほどの喜多議員にお答えいただいておりますので、割愛で結構です。

それで、コミュニティ・スクールが、学校内の各種庶務だとか、それからいわゆる登下校の見守り、特にこれは4月、5月大事になってきますけれども、そういった登下校見守りを地域で引き受けるようなイメージ、そういったイメージで考えていいのかどうか、お答えください。

それで、私の少ない知見の中でですけれども、やはり学校の教職員の中には、新しい改革を学校でやると、どうせ会議だとか調整、それからいろいろな会議への調整をやれだとか、アポイントとれだとかという調整で本当に忙しくなるという、一種のニヒリズムもしくは諦めが存

在すると思うんです。また、教職員の特徴として、ある意味、全人格労働、つまり自分の能力だとかをこう切り売りするような労働でなくて、学校の教員というのは、全人格をもって児童・生徒にかかわらなければならない。そういった全人格労働であるという特徴があります。すなわち、まかり間違うと一種の奉仕業になってしまう部分があるんです。それで学校の教職員は、過剰に何でも引き受けてしまう。子供のむしろ私生活のようなこと、あるいは夏休み、冬休みだとか学校にいない時期のことも、全部学校の教員が引き受けてしまわなければならない。そういうような意識を持って多忙化に輪をかけている部分があります。

学校の先生本人は、学生時代成績も優秀だった方が多くて、なかなか自分が忙しくて大変だということを周囲に言いにくい、ちょっと優等生だった部分があるので言いにくいという側面もあると思います。むしろ、学校の現状について心配しているのは、学校の周辺に住んでいらっしゃる方々。つまり学校が不夜城になっている。夜の12時まで電気がついてたよということを周りの住民の方がおっしゃいます。こうした働き方をどのように改革していくのか、この多忙化をどのように克服していくのか、コミュニティ・スクールの問題も含めて、本市としての展望があるのかどうか、お伺いします。

最後に、公共調達基本指針、私、通告書に基本方針と書いてしまいました。訂正します。公共調達基本指針の実施状況について概括されたいと思います。

この指針は、本市の発注する工事等において、いわばフェアな調達と労働環境を求めるものであります。現に4つの基本目標がございます。この公共調達基本指針の4つの基本目標、ざっと申しますと、透明性の高い入札・契約、社会的価値の実現、品質と適正な履行、3番目、地域経済の活性化と企業の育成、4番目として、今回私が取り上げる適正な労働環境の確立というのがあります。

現在の働き方改革の視点からも、この公共調達基本指針は有効なものではないでしょうか。特に、先ほどありました本市でも増加傾向にある外国人材の雇用環境を今後良好にするためにも、この基本指針をアップグレードしていく必要があるのではなかろうかと思いますが、この点について答弁を求めるものであります。

○議長（松ヶ平哲幸君） 工藤建設水道部長。

○建設水道部長（工藤博文君） ただいまの答弁にお答えいたします。

私からは、市内工事現場の週休2日制の取り組みについての履行率についてであります。

初めに、庁舎の建設工事につきましては、現場のほうに確認をしたところ、1日8時間、週40時間労働を原則として、週休2日制に取り組んでいるところであります。

その他、市が発注しております工事についてですが、議員質問では履行率というお話でしたが、この統計的に履行率というものはまとめているものがございません。それで、平成29年度に行いました工事の完了検査と今年度行いました工事の完了検査、それぞれ検査員に工事の成果品の中に工事旬報というものが提出されます。これは旬報ですので、その1枚に10日間の施工状況が報告をされて実績を報告するという、監督員にそういう様式を提出するようになって

おります。完了検査についてはそれらの検査をして、施工の状況を把握することにしております。

それと今年度については、少ないですが、16件工事を抽出して、その工事旬報を確認いたしました。ですので、履行率については、本当にざっくりとおおよそということになりますが、その検査員、平成29年度は私が150、160件検査はしたのですが、それとあわせての印象ですけれども、おおよそ5割から6割の現場で週休2日制に取り組んでいるという状況になっております。ただ、この週休2日制というのは、その現場現場でその取り組み方の形が少し変わっている部分もありますし、工期が非常に短い場合もありますので、一概にその6割程度が取り組んでいるかといえば、正確にはもう少し数値が下がってくるのかなという印象を持っております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 鴻野生涯学習部長。

○生涯学習部長（鴻野弘志君） 私からは、コミュニティ・スクールに関しての部分について申し上げたいと思います。

議員から今お話のございましたコミュニティ・スクールによって、その学校内の各種庶務や、あるいは登下校の見守りなど地域で引き受けるイメージではないのかということでございます。これに関しましては、コミュニティ・スクール、いわゆる学校運営協議会は、話し合いを通して、学校や子供たちが抱える問題等の地域ぐるみでの解決を目指すものであるという位置づけでございます。学校運営の基本方針を実現させるためには、学校・家庭・地域が協力したり、それぞれどのような役割を果たすのかを協議するとともに、子供たちや学校の課題について、その解決策について考える場であるということです。そういった意味では、コミュニティ・スクール自体が教員の働き方改革の直接的な手段ではないということでございます。

一方、学校においては、各種庶務やおっしゃいました登下校の見守りについて、これは学校の課題として、コミュニティ・スクールの中で取り上げ、そしてそれを具体的方策について検討するということはあり得るということでございます。

このような中から、学校側もさまざまな課題を学校だけで解決しようとするものではなく、コミュニティ・スクール協議会に諮り、地域ぐるみで解決をしていこうとする意識で制度が活用されることを期待しているところでもございます。

それから、学校の働き方改革をどのように克服するのか、本市の展望はということでございます。これにつきましては、昨年3月に北海道教育委員会は学校における働き方改革を進める北海道アクションプランを作成したところでございます。ここには、部活動の休養日等の完全実施、あるいは勤務時間が1週60時間を超える職員に対して、適切な勤務時間となるような取り組みの推進ということが示されているところでございます。

これまで本市においては、この教員の負担軽減に関しては、部活動指導員という新たな制度、

あるいは特別支援教育支援員や心の相談員などを配置して、教職員の負担軽減に努めてきたところではございます。

次年度におきましては、これらに加えて若干ハード面の整備ということで、教職員の負担軽減、事務負担軽減に資するために校務支援システムという、そういったものも予算計上しているところでございます。

こういったことの中から、今現在、本市のということであれば、先ほど申しました道教委のプランをベースに学校の実情に応じた実効性のある働き方改革の計画を策定していこうというところでございます。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 丸財政課長。

○財政課長（丸 徹也君） 私からは、公共調達基本指針の実施の状況、それから見直しの関係で考え方について答弁させていただきたいと思っております。

まず、基本指針の実施の状況についてでございますが、公共調達基本指針におきましては、制定の趣旨、基本理念、それから基本の目標、個別目標、さまざまな部分で労働基準法などの関連法令を遵守した適正な労働環境の確立・整備等に努めるものとしているところでございます。

これまででも、工事の適正な施工を確保するために、元請業者のほうから下請契約状況の把握ですとか工事代金の適正な支払いの書面確認、下請業者や労働者への不当なしわ寄せ防止を目的としたダンピング対策の強化にも努めているところでございます。また、労働者の福祉向上を図るために、入札参加資格時に社会保険等の加入を条件とするなどの対応を実施しているところでもございます。

そういった取り組みの中、国や道では働き方改革関連法による改正労働基準法に基づいた建設工事における適正な工事設定のためのガイドラインを定めまして、週休2日を考慮した工期の設定ですとか施工時期の平準化など、時間外労働の上限規制の適用に向けた取り組みを進めてきているところでもございます。

本市基本指針は、ガイドラインのような数値目標を掲げたものではなくて、基本的な考え方を示したものでございまして、その基本的な考え方、要は理念的なものについては、当然、こういった社会経済等の背景に合わせた中で見直しを考えていく考えでございます。

今後も、改正法令ですとか、国の通知・通達、そういった動向に留意をした中で調査・研究を行っていく考えでございます。

以上でございます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 国忠議員。

○11番（国忠崇史君） 今の財政課長の答弁について1つ再質問します。

最初の質問の中で外国人材のことについて触れました。きょう午前中の山居議員の大綱質疑の中で、入国管理法及び難民法が生煮えのまま改正されたという指摘がありました。確かに見

てみると中身が、空とまでは言いませんけれども、本当にすかすかの状況で、これから指針は決めていくと。つまり、外国人材が実習生とか、いろいろな名目で入ってきたときに、よく言われるのが時給200円だとか、やはりそういうような労働環境を余儀なくされるという実態が一部ではありました。なので、士別市の場合は、この公共調達基本指針というものをうまく使って、やはりそういうようなふうに、非常に過酷な労働条件で、外国人材等を使う場合には取引しないよという、そういうアップグレードをする必要があるんじゃないかというのが具体的な私の指摘です。この点ちょっと検討する余地はありますか。この点お答えください。

○議長（松ヶ平哲幸君） 丸課長。

○財政課長（丸 徹也君） お答えいたします。

ただいまお話にありましたとおり、外国人労働者、士別市におきましても多くの方々、土木業を含めて従事されている状況がございます。外国人労働者の方も当然、平成22年のときの入管法の改正に伴って、そういった技能労働者も含めた法的な取り扱いといたしましては、外国人労働者の労働基準法に基づく労働者という位置づけでございますので、当然技能実習生の方々につきましても、最低賃金を遵守する必要性はあると認識しております。

そういったことから、当然、先ほど御答弁申し上げたとおり、社会的な背景も含めた中で、そういった部分を含めた見直しは考えていかなければならないという部分も考えておまして、今後の国の通知・通達の動向とか、を当然留意していきたいという考え方でございます。

また、今現在、例えば建設業の方々に向けて賃金実態調査というものも行っております。そういった部分も含めて活用しながら、その労働環境の実態を把握できるような形、また法律を定める状況を勘案して調査の範囲の拡大を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 以上で、国忠議員の質疑を終了いたします。

8番 村上緑一議員。

○8番（村上緑一君） それでは、平成31年第1回定例会に当たり、通告に従いまして大綱質疑を始めたいと思います。

今後の農業振興の考え方について、初めに、農業と農村の現状について伺います。

農林水産省の発表によれば、2017年度日本食料自給率は38%で、残りの62%は海外から輸入に頼っている現状であり、近年も食料自給率が下がる一方であります。先進国の中でも最低水準に至っており、さらには、昨年11月にTPP11の交渉が大筋合意に至り、12月には日EU・EPA交渉が妥結され、これまでにない農産物の市場開放時代に入りました。農林業を基幹産業とする本市を含めた北海道にとっては重大な影響を及ぼすとされ、道の影響試算では、農林水産物生産額減少額は約312億円から495億円とされ、国内の中でも特に農畜産物の影響が大きいとされております。ここで、本市の基幹産業を守る上での考えを求めます。

また、農村においては、農業の高齢化や担い手不足により過疎化がより一層進み、農村の自

治機能が停滞をしてきています。今以上に農村のコミュニティを守る施策が必要であり、高齢者が農業を続けられる環境や離農後も地域に残れる環境づくりが必要だと思います。今後の農業と農村を取り巻く現状の考えと対策を求めます。

次に、次世代農業と家族農業について伺います。

本市の地方創生では、農業未来都市の実践のまちとして、農地再編事業による農地の大区画化、集落営農の組織化、農業経営の法人化を進め、農業未来都市のモデルとして進められています。農地の大区画化により生産コストを下げ、農業人口の減少や少子高齢化などの社会問題を背景に、ロボット技術やICTを活用して、農作業の自動化、ノウハウのデータ化が進められています。このように国は先進的農業には手厚い支援を行っています。その先進地として、本市も北海道の中で早くからスマート農業を進め、未来農業の夢を現実化し実践していますが、まだまだ多くの農業者には取り組みが少ないのが現実であります。今後の農業未来都市での支援の考え方を求めます。

次に、平成30年度農業経営意識調査によると、農業法人数が37法人で比率では7%。家族経営では503戸で比率は93%のデータがあり、まだまだ家族経営が多く、本市の農業を支えているのが伺えます。近い将来は法人の比率が上がるのが予想されますが、小規模農家、家族農業はなくなりません。大規模、中規模、小規模の未来型農業でも、さまざまな農業体系の中、バランスのとれた支援が求められます。今後の基幹産業農業の支援の考え方をここで求めたいと思います。

最後に、農業・農村活性化と担い手支援について伺います。

士別市農業・農村活性化計画の中では、土づくりを基本に新規就農者の受け入れを含め、担い手の確保・育成を目指し、人づくり・農村づくりを基本とした計画であります。本市の農家戸数は毎年減少し、平成29年には563戸と聞いております。このように農業人口が減少する中にあり、まだまだ新規就農担い手確保が少ないのが実態であります。担い手就農では、Uターンを含め、親元就農が多く就農しています。今以上に親元就農促進対策を見詰め直し、力強く進める必要があります。また、親元を通して子供たちが本市の就農情報を得ることが重要であり、新規就農とあわせ、時代に即した担い手対策が求められています。ここで、担い手対策の考えと、ここ3年間の新規就農状況を求めます。

また、平成30年の農業・農村担い手支援事業では10項目の事業があり、予算約660万円計上されておりました。平成31年では8項目の事業に減り、予算では約570万円になり、約90万円の減額になっております。事業の減、予算の減額についての答弁を求め、この質疑を終わります。

○議長（松ヶ平哲幸君） 井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君） お答えいたします。

今後の農業振興の考え方について、まず農業と農村の現状についてであります。

今の議員のお話のとおり、TPPの発効、それから日EU・EPAの交渉等々で、これからの農業については影響が非常に大きいかなと心配をしているところです。そういった中で、基

幹産業である農業を守る上での考え方についてですが、安全・安心な農産物の安定供給を進め、産地化を図り、有利販売による農業所得の向上を目指すなど、国の政策に左右されない足腰の強い農業を推進していかなければならないと考えております。

今後の対策といたしましては、関係機関それから団体との連携強化に努めまして、士別市農業・農村活性化計画の柱であります土づくり、収量アップ、人づくり、農村づくりを中心に事業等による対策を行ってまいりたいと考えております。

また、農業を取り巻く状況についての考え方についてですが、農村の状況については、全国的に少子高齢化になる中、本市におきましても人口減少と高齢化が進んでいるような状況にあると認識しております。農村の多様な人材確保や活性化による豊かで活力ある農村づくりを地域農業者とともに着実に推進をしていきたいと考えております。

今後の対策につきましては、青年や女性グループ活動の促進、それから、高齢者については、機械などによる作業の軽減化、また、若手農業者への技術伝承など、地域に残り活躍できる環境づくり、それから農産物など地域資源を活用した6次産業化等の推進など、こういった高齢者の労働力の活用や高齢者の役割を明確化することなどによりまして、地域に住み続ける環境づくり、また、農村コミュニティの維持につながっていくのではないかなと考えております。

次に、今後の基幹産業農業の支援の考え方、バランスのとれた支援の考え方についてでありますけれども、地域農業、地域に多様な農業がバランスよくあることが地域農業の安定につながると考えております。市の政策においては、家族経営それから法人経営の区別なく推進していると考えております。今後も農家戸数の減少が進む中、本市の財産であります広大な農地を最大限に活用していくためには、家族経営に加えまして、雇用による労働力を確保した大規模法人の経営も必要にはなってくるかとも考えておりますが、今後も家族経営と法人経営がバランスよくとれた形で発展するよう、それぞれの経営向上の取り組みを推進してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 林農業振興課参事。

○農業振興課参事（林 秀忠君） お答えいたします。

私からは、今後の農業未来都市支援の考え、それと農業・農村活性化と担い手支援についてお答えいたします。

今後の農業未来都市支援の考えにつきましては、これまでICTではロボットトラクターや自動給水栓、ドローンによるセンシングの実験、トヨタ自動車のICT営農支援システム「豊作計画」の研究、オートガイダンス・自動操舵システムの導入などを推進してきたところです。JA北ひびきICT農業研究会の会員数なんですけれども、平成27年度13名で始まったものが、30年度につきましては会員数67名となっております。また、オートガイダンス・自動操舵システムの利用者、30年度、約90名となっております。普及のほうについては徐々に進んできている状況なんですけれども、まだまだ少ない状況だと考えております。小規模農家や高齢農家な

どでも広くICT活用が進み、経営向上につながるよう農業者と連携しながら、未来型農業を推進する考えであります。

次に、農業・農村活性化と担い手支援の中で、3年間の新規就農の状況についてですが、平成28年度4人、平成29年度3人、平成30年度8人の3年間で15人新規就農になっております。そして、その15人の内訳につきましては、Uターンが10人、新規参入が1人、雇用就農が4人という状況で、非常にUターン、いわゆる親元就農が多い状況になっております。

新規就農の考えについてですが、親元就農は親から経営基盤を継承する就農の基本であると考えております。今行ってきております新規参入対策とあわせ、今後方策について検討を進めていこうという考えであります。

次に、農業・農村担い手支援事業、事業費の減の理由につきましては、事業内容につきましては同じなんですけれども、事業名の整理により10項目から8項目、2項目減っております。内容につきましては、農業者研修等助成、女性活動支援事業、後継者活動支援事業の3事業を農業研修会等助成に統合しております。そのため、内容的には研修活動支援の内容のものを3つを1つにまとめたという形で2減となっているのが理由でございます。

最後に、予算の減額の理由なんですけれども、新規就農者等経営規模拡大支援助成、中身的には後継者のいる農家の規模拡大分の賃貸料助成の内容なんですけれども、そちらのほうの対象件数が30件から20件ということで減少しております。約160万円の対象者数の減で減額ということで、あと就農啓発事業、こちらにつきましては就農希望者の呼び込み活動に係る事業なんですけれども、そちらのほうは70万円増額ということで増額しております。それで合計90万円の減額となったところで。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 村上議員。

○8番（村上緑一君） それでは、次の質疑は、平成31年度予算編成についてを行う前に、通告に上げております（2）の財政調整基金の今後の見通しについての質疑ですが、午前中、山居議員の質疑と答弁がありましたので、ここで撤回をさせていただきます。

それでは初めに、消費税引き上げによる対応策について伺います。

2019年10月より消費税が8%から10%に引き上げられる予定です。それに伴い、本市でも、いろいろな対応策の中で、プレミアム商品券事業、社会保障事業などが予定されていると思いますが、これらについての計画を求めたいと思います。

また、食料品の軽減税率の適用、小売業におけるインボイスに伴う負担が発生すると見込まれます。そのような混乱を最小限にとめるためにも、行政として支援できることについての具体対応策を求めます。

次に、財政健全化の取り組みについて伺います。

公会計改革について、総務省は、平成26年4月30日に固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準を示し、平成27年1月23日に統一的な基準

による地方公会計マニュアルを完成させ、全ての自治体に対し、原則として予算編成などに積極的に活用することを求めてきました。このことから、自治体職員は財務書類の貸借対照表、行政コストの計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の、この4表の作成について真剣に取り組む必要が生じています。

公会計の導入におけるポイントは3点で、1点は、発生主義・複式簿記の導入、2点目は固定資産台帳の整備、3点目は比較可能性の確保などが挙げられます。本市でも平成26年度決算から統一的な基準で財務諸表を作成されてきていますが、平成30年から始まった行財政運営戦略の数多くの取り組みの中で、事業の再編、組織体制の見直し、行政機構の集中化、効率化、公共施設のマネジメント計画など、さまざまな取り組みを通して財政健全化を進めていますが、財政健全化を図る上でも、行財政運営戦略の中にこの公会計改革をどのように反映させていくお考えなのか答弁を求め、この質疑を終わります。

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） お答えいたします。

まず初めに、私のほうから消費税引き上げに関連しての本市の対応についてお答えさせていただきまして、そのほかの項目につきましては財政課長のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

前回、平成26年の4月に消費税が5%から8%に引き上げとなったときに、そのときには、引き上げ前に駆け込み需要というのがありまして、引き上げ後にその反動として消費が相当落ち込んだという状況がございました。そのときの状況に陥らないと、今の景気は回復傾向にあるということなんで、この景気を落とさないために、国といたしましては、1つはお話がありました低所得者、子育て世帯向けのプレミアム付商品券の発行、それともう一つは社会保障の充実として幼児教育の無償化といったことを新年度予算に盛り込んでいるという状況であります。

そこで、本市での対応でございますけれども、本市といたしましても、今回御審議をいただいております新年度予算の中に幼児教育の無償化というのを盛り込んでございます。この無償化に係る財源につきましていろいろと論議があったわけでありましてけれども、今回10月からの消費税の2%引き上げに伴う地方税の増税というのは税収がそんなに大きく上がらないだろうということから、結局、子ども・子育て支援臨時交付金というものを国が創設して、この財源については全額国が賄うということになっております。

それともう一つは、今回の消費税引き上げに伴う特別対策の措置として、プレミアム付商品券の発行というのがございます。これにつきましても本市としては実施するわけでありましてけれども、ただ、この制度の内容が国から示されたのが2月12日、そして道から説明があったのが2月22日ということでございます。本市は先月の13日、2月13日に全員協議会において予算の考え方を示して、それでその日に議案を送付して、1週間後に開会となったというスケジュールがございまして、今言ったように、国から、道からの説明との時期とを考えますと、

どうしてもしっかりとした制度として当初予算に盛り込むことができなかつたということがありますので、今回は本定例会の最終日にこのことに関する補正予算、新年度予算の補正という形で提案をさせていただきたいと思ひます。

プレミアム付商品券につきましては、10月から翌年3月まで使えるということでございますので、現在考えておりますのは、発行自体は9月20日ごろを予定しております。それで、その前に低所得世帯、そして子育て世帯の方々にどのような手続をしたらいいかということも含めて、しっかりと時間的な余裕を持ってお知らせをしてみたいと考えております。

また、この券の発行につきましては市が直接行いたいと考えておりますので、その対応の臨時職員の採用でありますとか、システムの改修でありますとか、また券を印刷しなければなりませんので、そういったことにつきましては、新年度に入ってから準備をいたしまして、実際には5月ごろから進めたいと思っておりますし、この商品券を使えるお店屋さんの募集についても、しっかりとそのスケジュールと合わせながらやっていきたいと考えております。今回の引き上げに対する対応としましては、幼児教育の無償化、それとプレミアム付商品券の発券という、この2つを今考えております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 丸財政課長。

○財政課長（丸 徹也君） 私のほうから、まず軽減税率の導入に関連して、士別市における取り組みの内容、それから財政健全化の取り組みについてということで、地方公会計作成の意義、それから活用の考え方についてお答えさせていただきたいと思ひます。

まず、軽減税率の導入に関連しての取り組みでございますが、消費税の引き上げに伴いまして、食料品につきましては現行の8%に据え置くという軽減税率が導入されるところでございます。また、インボイス制度につきましては、この先になりますけれども、2023年10月から始まる予定でございますが、これによって、これまで免税事業者であった方々につきましても取引先によってはインボイスを発行する必要性が出てくることから課税業者として選択することが想定されているところでございます。

軽減税率の導入に当たりましては、混乱が生じないよう、国の通知によって、納税者に最も身近な存在であります市町村においても、国、北海道と連携する中で、軽減税率制度の対応ですとか、広報で周知などするよう要請があるところでございます。先日、名寄税務署のほうからも、4月、5月に開催いたします軽減税率制度に関する説明会の開催日程の広報への掲載依頼が実はあったところでございまして、本市におきましても、速やかに広報に掲載し、広報で周知するほか、今後においても、随時市民に対してこういった情報提供について努めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、財政健全化の取り組みについての公会計制度の関連でございます。

まず、地方公会計作成の意義でございますけれども、こちらにつきましては、財務情報の開示による説明責任の履行、それから予算編成や決算分析などの財政の効率化ですとか適正化に

ありまして、その効果は大きく3つあると思っております。その1つが現金主義会計であります公会計制度の補完ということで発生主義会計を取り入れるということ。それから2点目、発生主義会計に基づく行政コストの把握、それから固定資産台帳の整備による資産・負債、それからストック総体の把握、それから3点目といたしまして、連結ベースでの財務情報の把握による財務諸表のルールの一統化による比較可能性の確保ということがございます。

それで、地方公会計制度は、財政健全化に向けてどのように進めていくかという点でございますが、基本的には情報公開の手段という形での財務会計と内部管理の手段としての管理会計、この2つの視点から、次の点において活用を進めているわけでございますけれども、その大きな1つ目のものとしたしましては、先ほど申し上げました現金主義会計の発生主義会計による補完という部分でございます。現金主義会計におきましては、期末に繰越金が生じる場合、現金残高が残ったということで、つまり資金繰りがついたという形になってまいります。また、発生主義会計につきましては、当期利益が黒字になるということでありまして、収益が費用を当然上回ったということになりますので、そうなりますと、例えばその企業が借入れ等を行っていた場合については、債務償還能力があるということの意味と考えております。この2つを達成することによって健全性が初めて確保されるということの考えから、現金主義会計における官公庁会計の制度の補完という考え方をもとに、行財政運営戦略においては債務償還バランスという指標を取り入れているところでございます。

また、ミクロ的な視点での考え方になりますけれども、もう1点目が施設のいわゆるセグメント分析という部分がございます。こちらにつきましては、平成27年に策定いたしました使用料・手数料等の見直しに関する基本方針におきましても、行政サービスを利用する上で、負担の公平性の考え方の、その基礎となる行政コストの算定の中に人件費ですとか減価償却費などを含めていることによって、フルコストでのセグメント分析の手法を取り入れているところでございます。

財政運営の目的というのは、市民サービスと持続可能な財政基盤の構築を図ることにあります。そのためには経営戦略的視点をしっかりと財政運営の考え方、それから、その仕組みづくりが重要だと考えております。健全な財政運営をこれからも行っていくためのあるべき姿を分析するということのために、その補完をするツール、道具として、今後も地方公会計制度でありますこの統一的な基準を活用してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 以上で、村上議員の質疑を終了いたします。

これにて大綱質疑を終わります。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に日程第2、議案第31号 平成31年度士別市一般会計予算の訂正についてを議題に供します。提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第31号 平成31年度士別市一般会

計予算の訂正について、その概要を御説明申し上げます。

平成30年第4回定例会に提案し、予算決算常任委員会の付託案件となっていました議案第112号 士別市廃棄物の適正処理及び資源化・再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第113号 士別市バイオマス資源堆肥化施設条例の一部を改正する条例については、昨日の本会議において委員長から条例の修正案の報告があり、可決されたところです。この判断を踏まえ、当初予算の原案の一部を訂正するものです。

訂正案の考え方ですが、家庭ごみ有料化は市民生活の根幹となる問題であることから、今後の財政運営などを総合的に勘案する中で、安全・安心な市民サービスの確保に意を配したものです。訂正案の内容については、歳入では、条例修正に伴う一般廃棄物手数料の減収額441万5,000円を減額しました。歳出については、臨時職員を退職不補充とする一方で、現在の収集体制を確保し、委託業務の一部直営化により、現行サービスを維持しつつ収集費用の圧縮を図ることで、ごみ処理収集事業費で291万5,000円、粗大・衛生・資源ごみ処理委託事業費で150万円を合わせた441万5,000円を減額するものです。

以上、原案の訂正について御説明申し上げます。

よろしく御承認のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） お諮りいたします。

本案については、これを承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、これを承認することに決定いたしました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 引き続き、議案第1号から議案第17号までの17案件を一括議題に供します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第17号までの17案件については、会議規則第36条の規定により、予算決算常任委員会に付託することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第17号までの17案件は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、明7日から14日までの8日間は休会といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松ヶ平哲幸君) 御異議なしと認めます。

よって、明7日から14日までの8日間は休会と決定いたしました。

なお、15日は午前10時から会議を開きますので、定刻までに御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

(午後 4時03分散会)